

岡崎市 防災都市づくり計画



～災害に強い都市空間づくりに向けて～

岡崎市
平成31年3月

目 次

1 防災都市づくり計画の目的等	
1-1 防災都市づくり計画策定の背景	1
1-2 岡崎市防災都市づくり計画策定の目的	1
2 防災都市づくり計画の位置づけ	
2-1 対象とする災害	2
2-2 計画の位置づけ	2
3 岡崎市の地震災害に対する危険性	
3-1 地震災害に対する危険性の整理項目の考え方	4
3-2 地震災害に対する危険性の概要	5
4 地震災害に強い都市づくりのビジョンと取組みの方針	
4-1 地震災害に強い都市づくりのビジョン	29
4-2 ビジョンを実現するための取組みの方針	30
5 防災都市づくりを推進するための取組み	
5-1 取組みの体系	33
5-2 取組みの具体的な内容	34
6 地域の防災まちづくりと連携した防災性の向上	
6-1 防災性向上に向けた考え方	46
6-2 先行検討地区におけるケーススタディの実施	47
6-3 地域の防災まちづくりの展開に向けて	49
7 計画の進行管理	
7-1 進行管理の流れ	52
7-2 計画の推進にあたっての体制	53
7-3 計画の見直し	54

1 防災都市づくり計画の目的等

1-1 防災都市づくり計画策定の背景

阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月 17 日）での都市火災や東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）での津波など、地震災害による甚大な被害を教訓として、防災の観点での都市づくりの重要性が浮き彫りになりました。また、これらの教訓を踏まえるとともに、今後発生が予想されている南海トラフを震源とする巨大地震や地球温暖化により頻発する豪雨対策など、様々な自然災害に対応する都市づくりを推進することが必要となっています。

こうした背景から、国土交通省は平成 25 年 5 月に「防災都市づくり計画策定指針」を発表しました。指針においては、地方公共団体が防災都市づくりの基本方針及び具体的施策として「防災都市づくり計画」を策定することにより、防災を明確に意識した都市づくりを計画に位置づけ、「災害に強い都市」を将来像の一つとして都市づくりを行うべきとしています。

1-2 岡崎市防災都市づくり計画策定の目的

本市では、平成 26 年 5 月に愛知県が発表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」の結果を踏まえ、本市の被害を「南海トラフ地震被害予測調査報告書」（平成 27 年 3 月公表）にとりまとめました。また、平成 26 年度に「災害危険度判定調査」を実施し、結果を公表（平成 27 年 10 月）しました。災害危険度判定調査では、市全域を対象に「延焼の危険性」や「道路通行の困難性」、「消防活動の困難性」、「一時避難の困難性」等を評価しました。

この災害危険度判定調査によって明らかとなった危険の抑止や災害対策の着実な推進のほか、都市計画マスタープランに示した「都市像 4：災害に備え安心して暮らせる都市（安全安心都市）」を実現していくことが求められます。

そこで、本計画では、都市計画区域を対象として、都市づくりの中で防災・減災への対応を図ることを明確に位置づけ、自助・共助・公助の役割分担のもとでソフト・ハード対策を組み合わせた「災害に強い空間づくり」と「災害時の避難や応急活動を支える空間づくり」を進めることを目的とします。

2 防災都市づくり計画の位置づけ

2-1 対象とする災害

本計画で扱う地震災害は、「災害危険度判定調査（平成 27 年 10 月公表）」を踏まえ、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（愛知県防災会議地震部会、平成 26 年 5 月）」における過去地震最大モデルと理論上最大想定モデル（陸側ケース）とします。

なお、水害（中小河川の越水・溢水・内水氾濫）については、別に定める「岡崎市総合雨水対策計画」で扱うこととします。

表 地震モデルについて

名称	内容
過去地震最大モデル	<ul style="list-style-type: none">○南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模が大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の 5 地震）を重ね合わせたモデルである。○<u>愛知県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置づけられるものである。</u>
理論上最大想定モデル	<ul style="list-style-type: none">○南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定したモデルである。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。○<u>愛知県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。</u>○国の地震ケースの内、陸側ケース及び東側ケースについて検討したものである。

※災害危険度判定調査（平成 27 年 10 月公表）では、上記の 2 つの地震モデルを用いて災害危険度判定評価を実施した上で、震度分布が相対的に危険側の結果となっている理論上最大モデル（陸側ケース）による評価結果を採用しています。

資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（愛知県防災会議地震部会、平成 26 年 5 月）

2-2 計画の位置づけ

本計画は、市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、防災に関する業務や対策等を定めた「地域防災計画」と、都市及び地域の将来の市街地像を示し、地域の土地利用、施設配置、地区計画等の方向付けを行う「都市計画マスタープラン」を双方向につなぐ計画として位置づけます。

本市では平成 30 年 2 月に地震災害に対する総合的な計画として「地震対策アクションプラン」を策定しました。この地震対策アクションプランは本計画と同様に地震災害を対象としていることから、相互に連携を図り、本市の地震災害による被害の抑制に向けて取り組みます。

こうした位置づけにおいて、本計画は、特に災害に強い都市空間づくりと災害時の避難や応急活動、さらには、復旧・復興を支える空間づくりの実現に向けた具体的な取り組みを定めます。

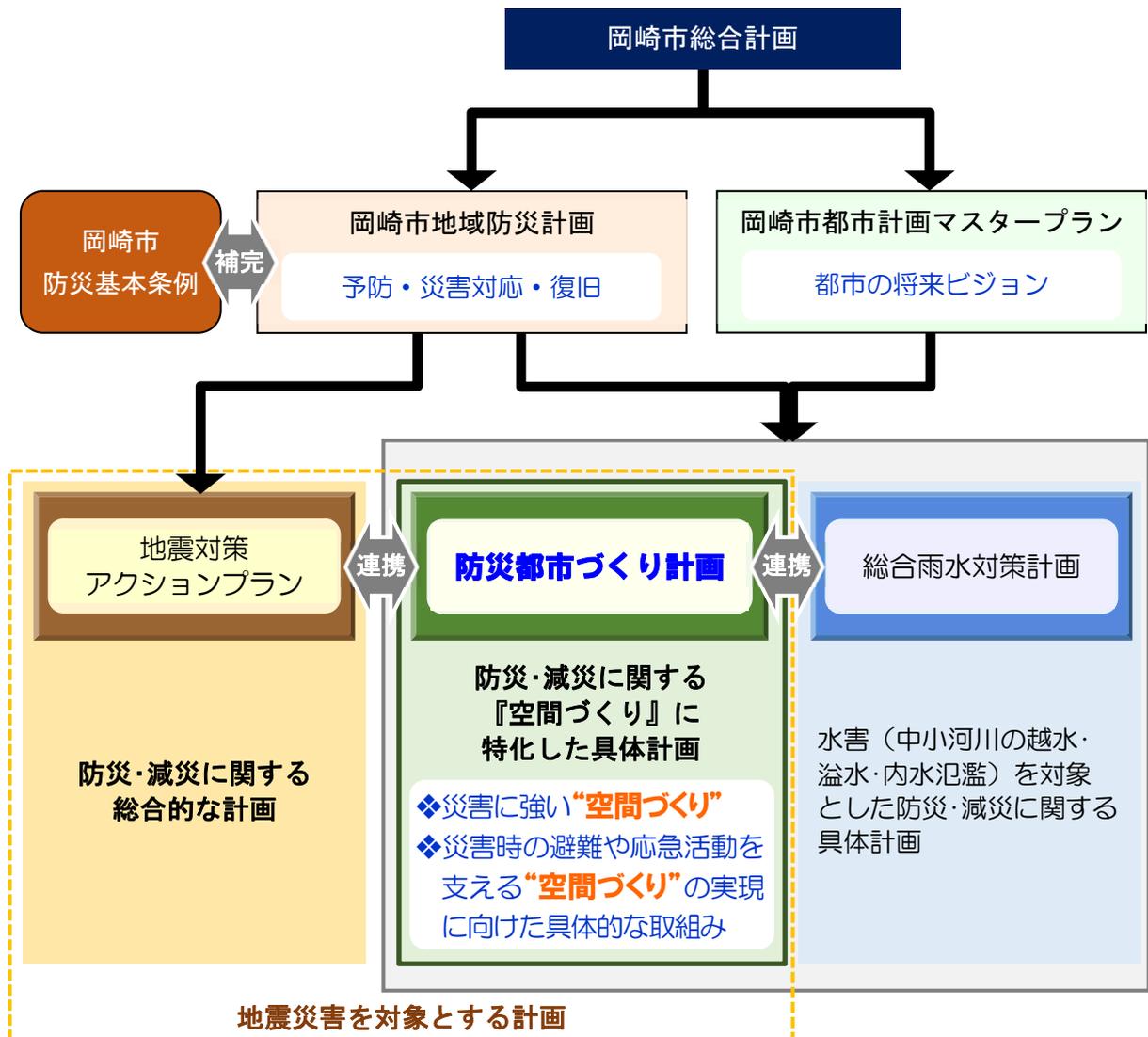


図 防災都市づくり計画の位置づけ

3 岡崎市の地震災害に対する危険性

3-1 地震災害に対する危険性の整理項目の考え方

本市では、愛知県が平成 26 年 5 月に公表した、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」を踏まえ、市独自の南海トラフ地震被害予測調査を実施し、平成 27 年 3 月に公表するとともに、平成 26 年度に災害危険度判定調査を実施し、平成 27 年 10 月に公表しました。

これらの調査結果や本市の現況・関連計画等を踏まえ、本市において地震災害時に想定される危険性を「建物倒壊の危険性」、「応急活動困難の危険性」、「避難困難の危険性」、「延焼の危険性」、「地盤災害の危険性」、「その他の危険性」の 6 つに分類して整理します。

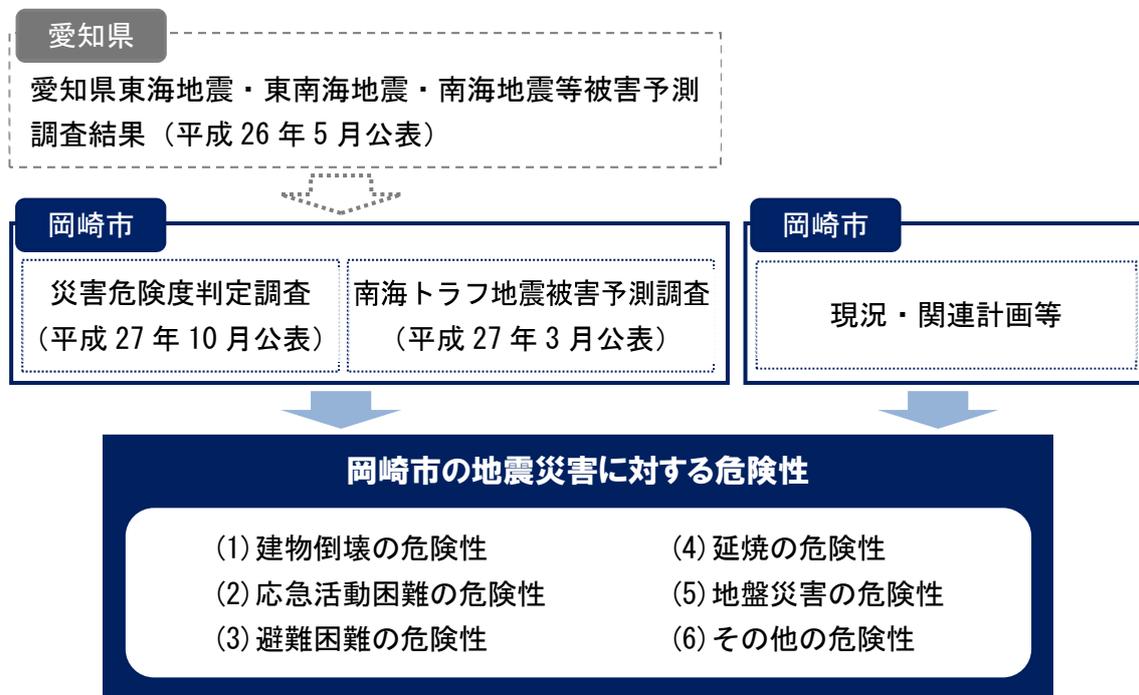


図 地震に対する危険性の整理項目の考え方

3-2 地震災害に対する危険性の概要

前節で分類した6つの地震に対する危険性の項目ごとに、本市の現状や発災時に想定される危険性等を整理します。

災害危険度判定調査（平成27年10月公表）では、過去地震最大モデル、理論上最大想定モデル（陸側ケース）の2つの地震モデルを用いて災害危険度判定評価を実施した上で、震度分布が相対的に危険側の結果となっている理論上最大モデル（陸側ケース）による評価結果を採用しています。

これを踏まえ、以下では、主に理論上最大モデル（陸側ケース）による危険性を整理します（地震モデルによらない内容もあります）。

(1) 建物倒壊の危険性

【岡崎市の現状や発災時の危険性】

- 本市の地震被害における死者数は、建物倒壊に起因するものが最も多いと予測されている。また、建物被害の要因は揺れによるものが最大となっている。
- 本市では、岡崎市建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震診断・耐震改修を促進し、徐々に改善が進んでいるが、耐震性が十分でない住宅が約1.8万戸（平成27年1月時点）ある。
- 震度6強以上が予測されるエリアや液状化の危険性が高い矢作川右岸・六ツ美地域では、建物全壊率が高くなるものと判定されている。

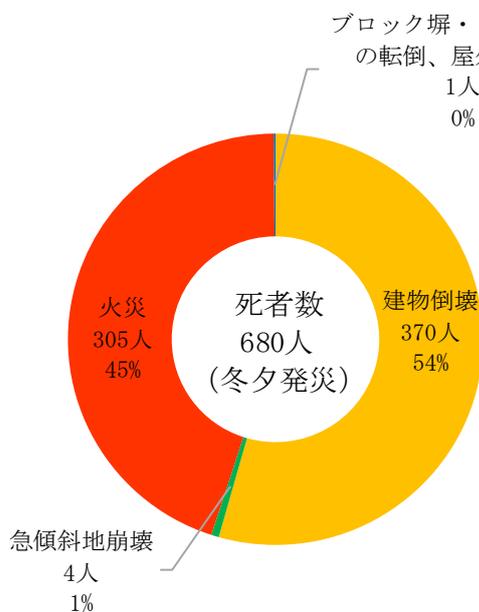


図 人的被害の予測 (死者数)

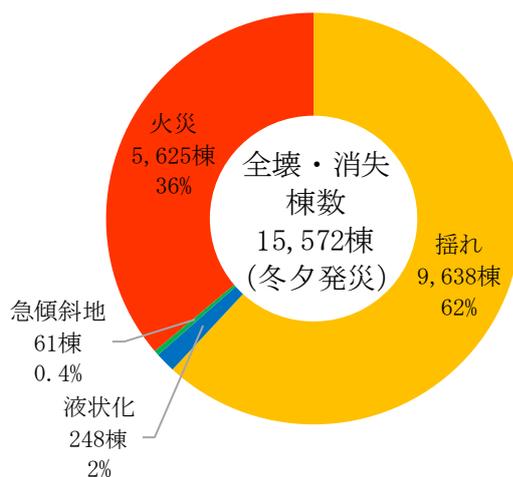


図 建物被害の予測 (全壊・焼失棟数)

※想定条件 (地震: 陸側ケース、季節時間帯: 冬夕方)

資料: 南海トラフ地震被害予測調査報告書 (岡崎市、平成27年3月)

表 岡崎市の住宅の耐震化率の現状

■平成 19 年 1 月 1 日現在（データの出典：固定資産税データ）

	構造	現 状			耐震化率 e=b/a
		全戸数 a	耐震性あり b=a-c	耐震性なし c	
戸建て住宅	木造	68,261戸	47,458戸	20,803戸	69.5%
	非木造	14,950戸	12,081戸	2,869戸	80.8%
共同住宅	木造	9,564戸	6,049戸	3,515戸	63.2%
	非木造	52,970戸	50,639戸	2,331戸	95.6%
住宅合計		145,745戸	116,227戸	29,518戸	79.7%

※昭和 56 年以前の建築物のうち耐震性を満たす建築物の割合の設定値：戸建て住宅及び木造共同住宅 21%（市の耐震診断実績から設定）、非木造の共同住宅：76%（国の推定値）

資料：岡崎市建築物耐震改修促進計画（平成 20 年 3 月）



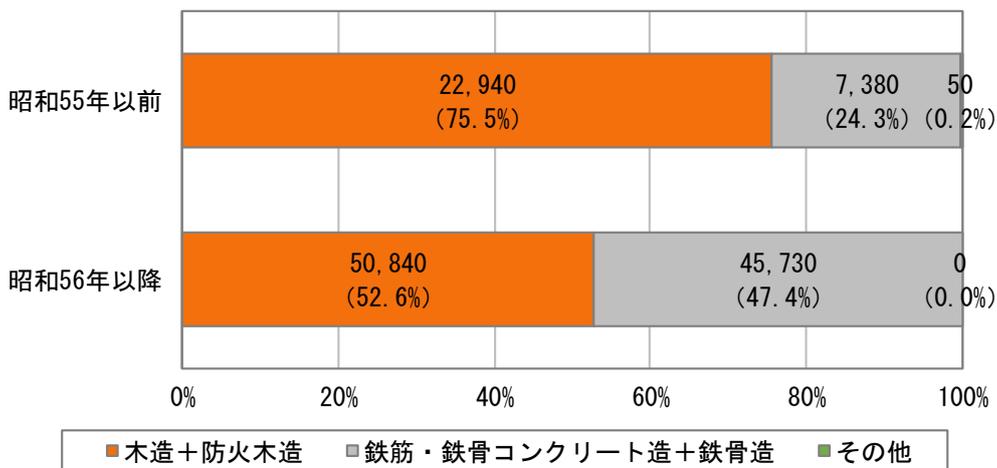
■平成 27 年 1 月 1 日現在（データの出典：固定資産税データ）

	構造	現 状			耐震化率 e=b/a
		全戸数 a	耐震性あり b=a-c	耐震性なし c	
戸建て住宅	木造	72,018戸	60,558戸	11,460戸	84.09%
	非木造	18,324戸	15,868戸	2,456戸	86.60%
共同住宅	木造	8,903戸	8,053戸	850戸	90.45%
	非木造	48,538戸	45,296戸	3,242戸	93.32%
住宅合計		147,783戸	129,775戸	18,008戸	87.81%

※住宅数は空き家数を除いた数値

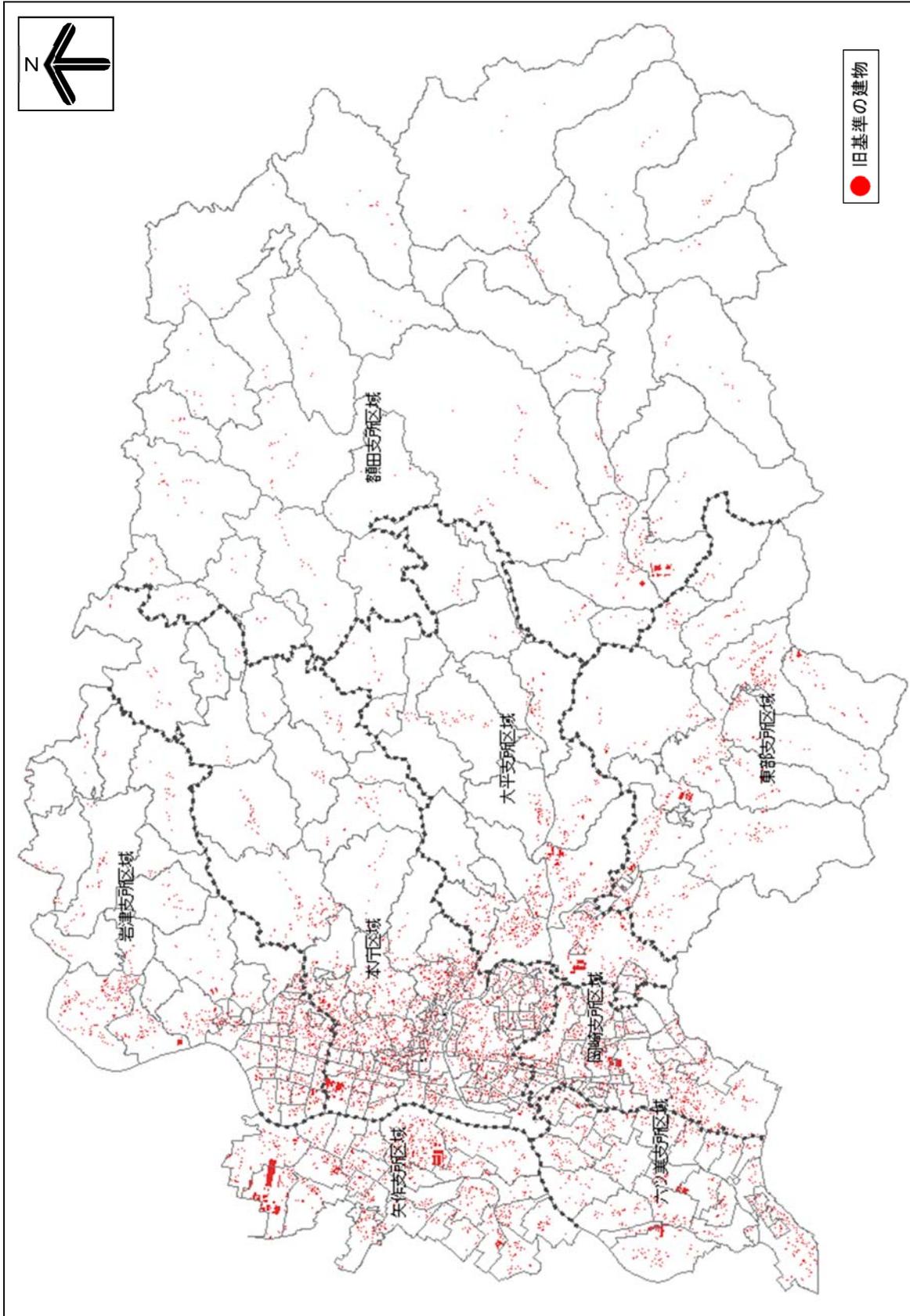
資料：岡崎市建築物耐震改修促進計画（平成 30 年 4 月一部改訂）

特に木造住宅の耐震化率が改善したが、依然として、耐震性が確保されていない住宅が多い



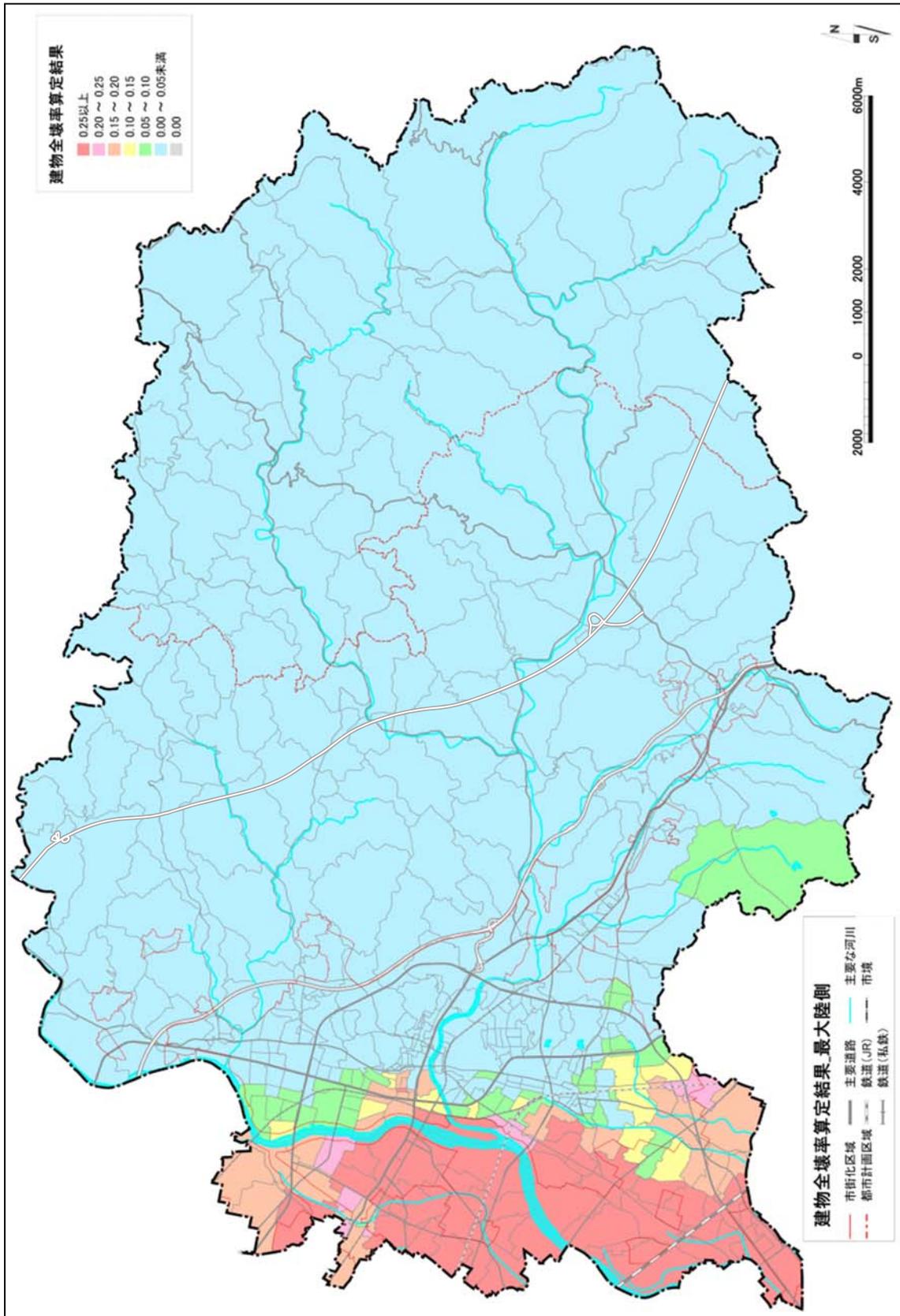
資料：岡崎市災害危険度判定調査業務報告書（平成 27 年 3 月）

図 年代別及び構造別の建物状況（平成 25 年住宅土地統計調査）



資料：岡崎市建築物耐震改修促進計画（平成30年4月一部改訂）

図 旧基準の建物の分布状況



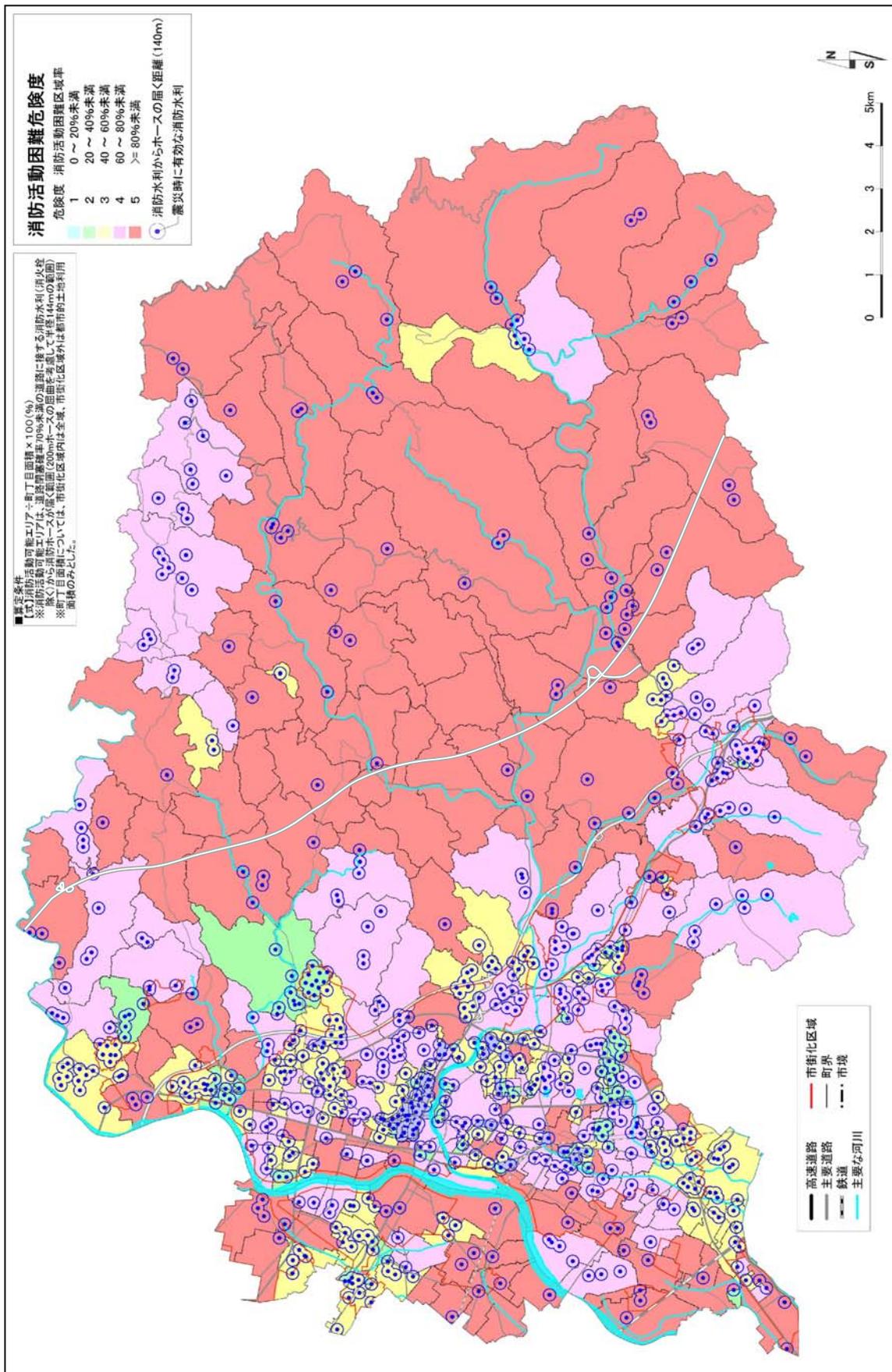
資料：岡崎市災害危険度判定調査業務報告書（平成27年3月）

図 町丁目別建物全壊率（理論上最大モデル 陸側ケース）

(2) 応急活動困難の危険性

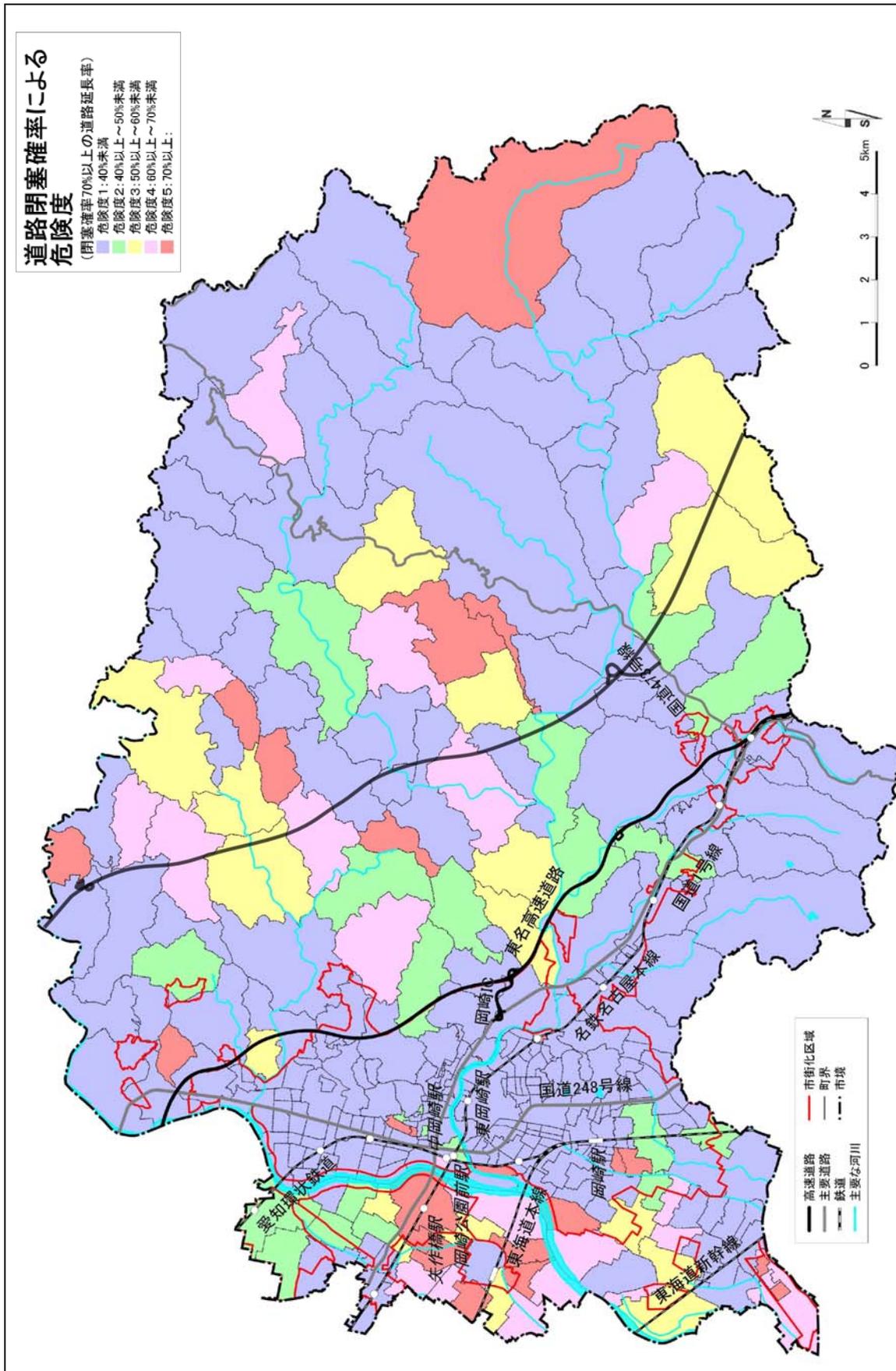
【岡崎市の現状や発災時の危険性】

- ・市街化区域内であっても地震発生時に有効な消防水利が不足しているため、消防活動困難区域が存在する。また、消防活動困難区域率が高い区域は市内全域に分布している。
- ・消防水利が特に少ない市街化区域の縁辺部や市街化区域外、建物倒壊等によって消防車の通行が困難となる可能性の高い矢作川右岸・六ツ美地域において、消防活動困難区域率が高くなっている。
- ・北本郷町・矢作町、元能美町・福寿町等では、規模の大きな延焼クラスター（「(4)延焼の危険性」参照）と消防活動困難区域が重なっている。
- ・幅員が4m未満の道路等の狭小な道路が多い地域や建物倒壊確率の高い地域では、地震災害時に沿道の建物の倒壊等によって、通行が困難となる可能性がある。
- ・歩道橋等の構造物の倒壊や河川・鉄道に架かる橋梁の落橋による通行の支障が懸念される。



資料：岡崎市災害危険度判定調査業務報告書（平成27年3月）

図 消防活動困難危険度



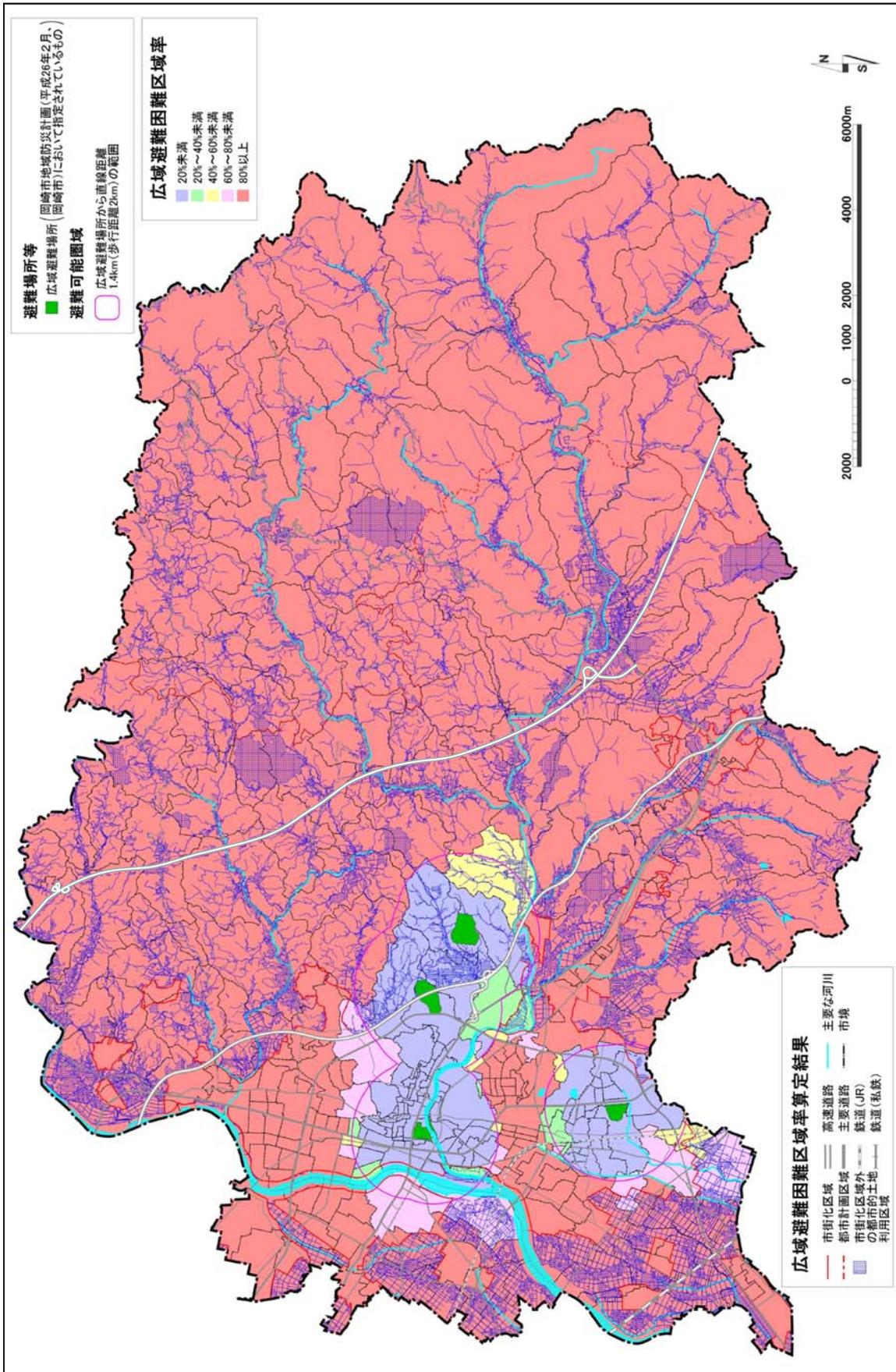
資料：岡崎市災害危険度判定調査業務報告書（平成27年3月）

図 道路閉塞確率による危険度

(3) 避難困難の危険性

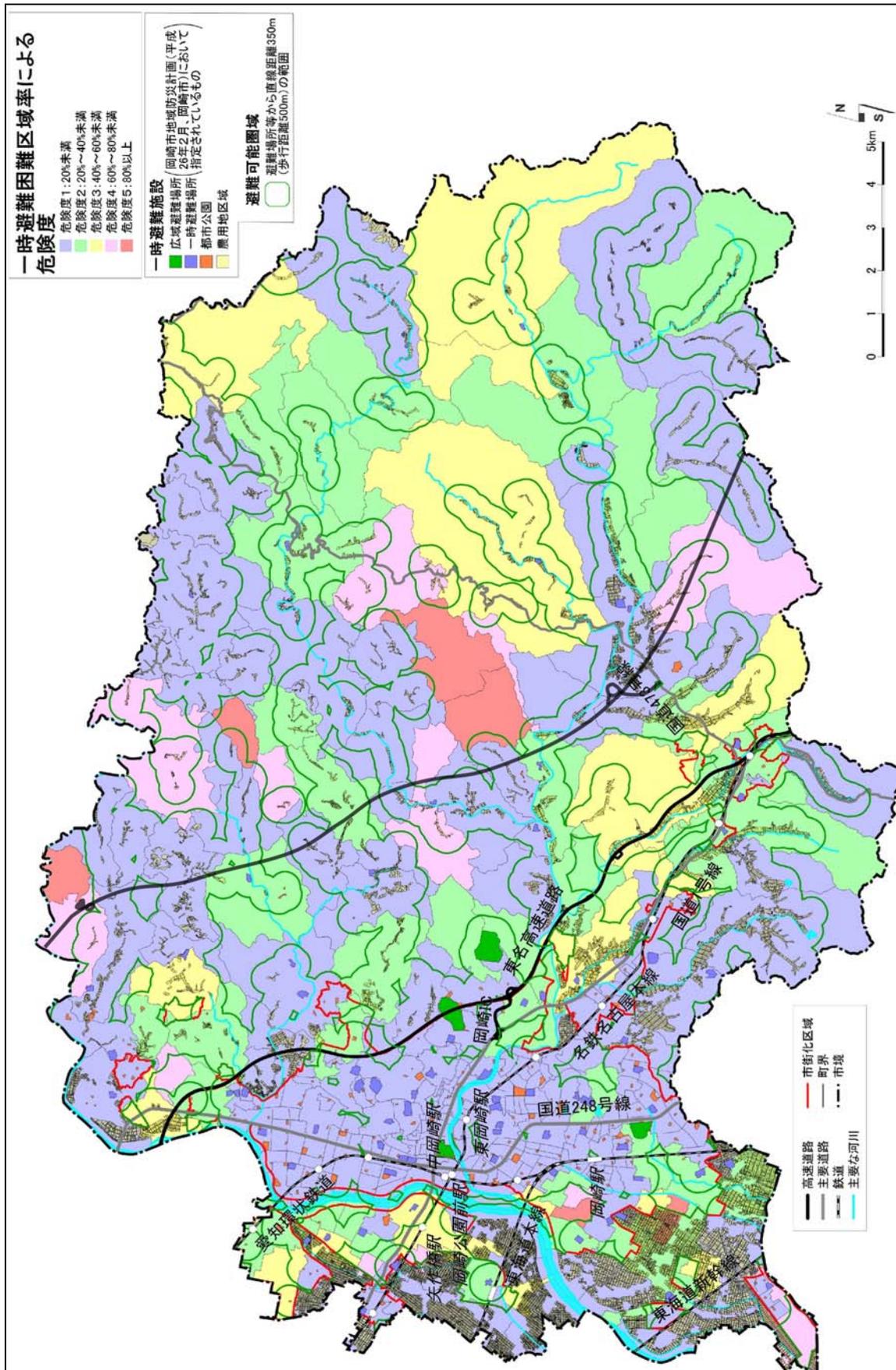
【岡崎市の現状や発災時の危険性】

- ・市街化区域の縁辺部や市街化区域外となる山間部において避難困難危険度が高くなっている。
- ・矢作川右岸、六ツ美地域では、建物の倒壊等による道路閉塞の危険性が高いため、避難困難危険度が高くなっている。
- ・広域避難場所が中央地域、岡崎地域、大平地域に集中して配置されているため、その周辺以外では、広域避難困難区域率が高くなっている。
- ・一時避難困難区域率が60%以上となる町丁目が市街化調整区域で多くみられる。



資料：岡崎市災害危険度判定調査業務報告書（平成27年3月）

図 広域避難困難区域率による危険度



資料：岡崎市災害危険度判定調査業務報告書（平成27年3月）

図 一次避難困難区域率による危険度

(4) 延焼の危険性

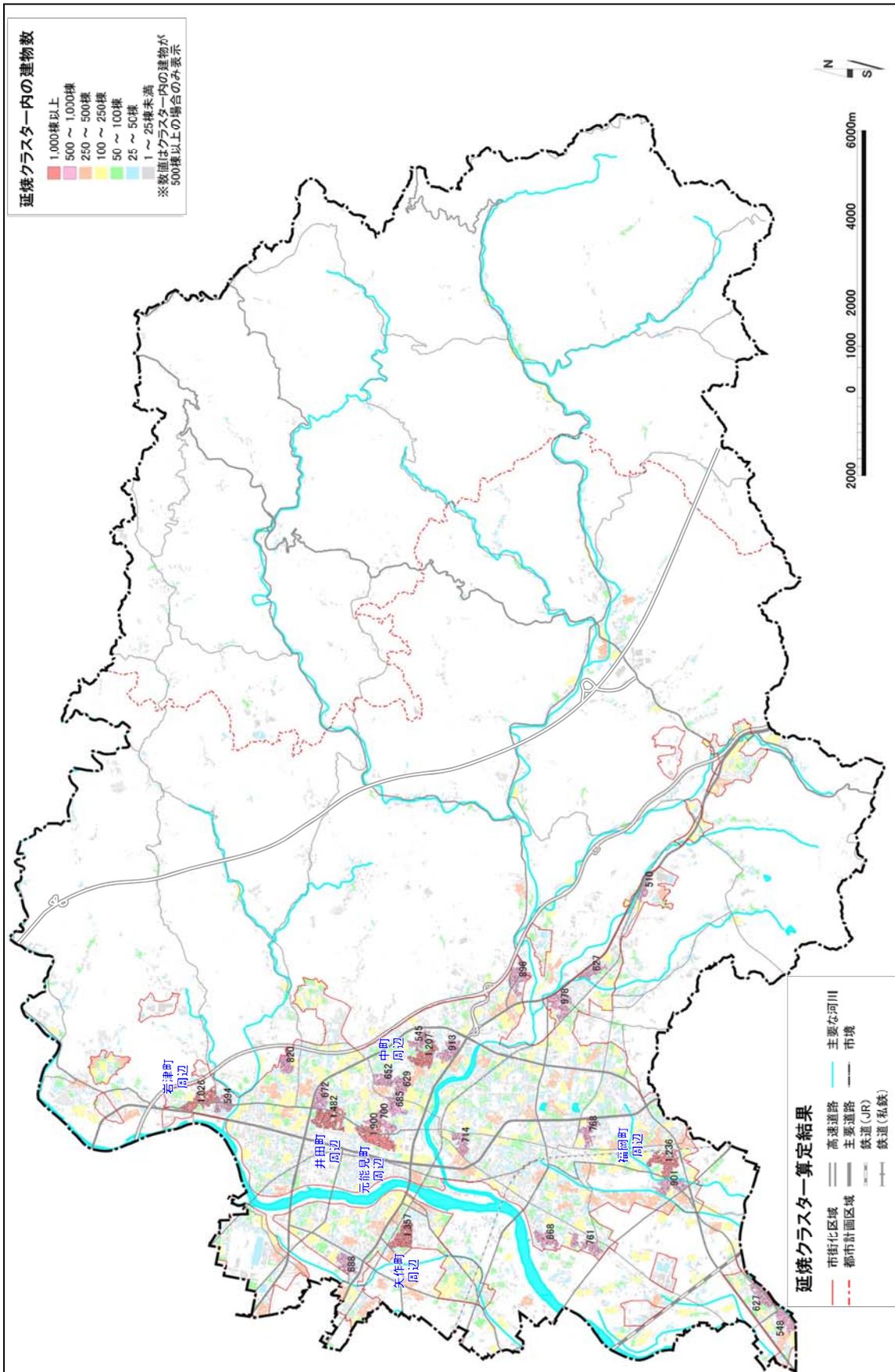
【岡崎市の現状や発災時の危険性】

- ・元能見町周辺、井田町周辺、中町周辺、岩津町周辺、福岡町周辺、矢作町周辺では、1,000棟以上の延焼クラスターが形成されており、地震に伴う火災発生時の被害の甚大化が懸念される。

表 延焼クラスター内の建物棟数

分類	度数		累積度数	
	クラスター数	構成割合 (%)	クラスター数	構成割合 (%)
1,000棟以上	7	0.03	7	0.03
500～999棟	22	0.09	29	0.12
250～499棟	66	0.27	95	0.39
100～249棟	234	0.97	329	1.37
50～99棟未満	387	1.61	716	2.97
25～49棟未満	879	3.65	1,595	6.62
10～24棟未満	2,456	10.20	4,051	16.82
3～9棟未満	6,498	26.97	10,549	43.79
2棟	3,770	15.65	14,319	59.44
1棟	9,770	40.56	24,089	100.00
合計	24,089	100.00		

資料：岡崎市災害危険度判定調査業務報告書（平成27年3月）



資料：岡崎市災害危険度判定調査業務報告書（平成 27 年 3 月）

図 延焼クラスター内の建物数

(5) 地盤災害の危険性

【岡崎市の現状や発災時の危険性】

- ・東日本大震災では、盛土の滑りや変形、地割れ、擁壁の崩壊といった地盤の変状によって甚大な被害を受けた。市内にはこうした被害が生じる可能性のある大規模盛土造成地が多数存在する。
- ・市街地、山間部地域の1,207箇所（平成30年3月時点）で土砂災害警戒区域等の指定を受けている。
- ・山間部地域では、大規模な地すべりや土石流の発生等により道路が閉塞し、避難や救急・救助活動、緊急物資の輸送等に支障を及ぼすことが懸念される。

表 土砂災害警戒区域等の指定及び基礎調査の結果の状況

土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		合計	
警戒区域		警戒区域		警戒区域		警戒区域	
	うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域
464	369	743	707	—	—	1,207	1,076

資料：愛知県ホームページ（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の基礎調査の結果の公表並びに区域指定、解除の状況について、平成30年3月30日時点）

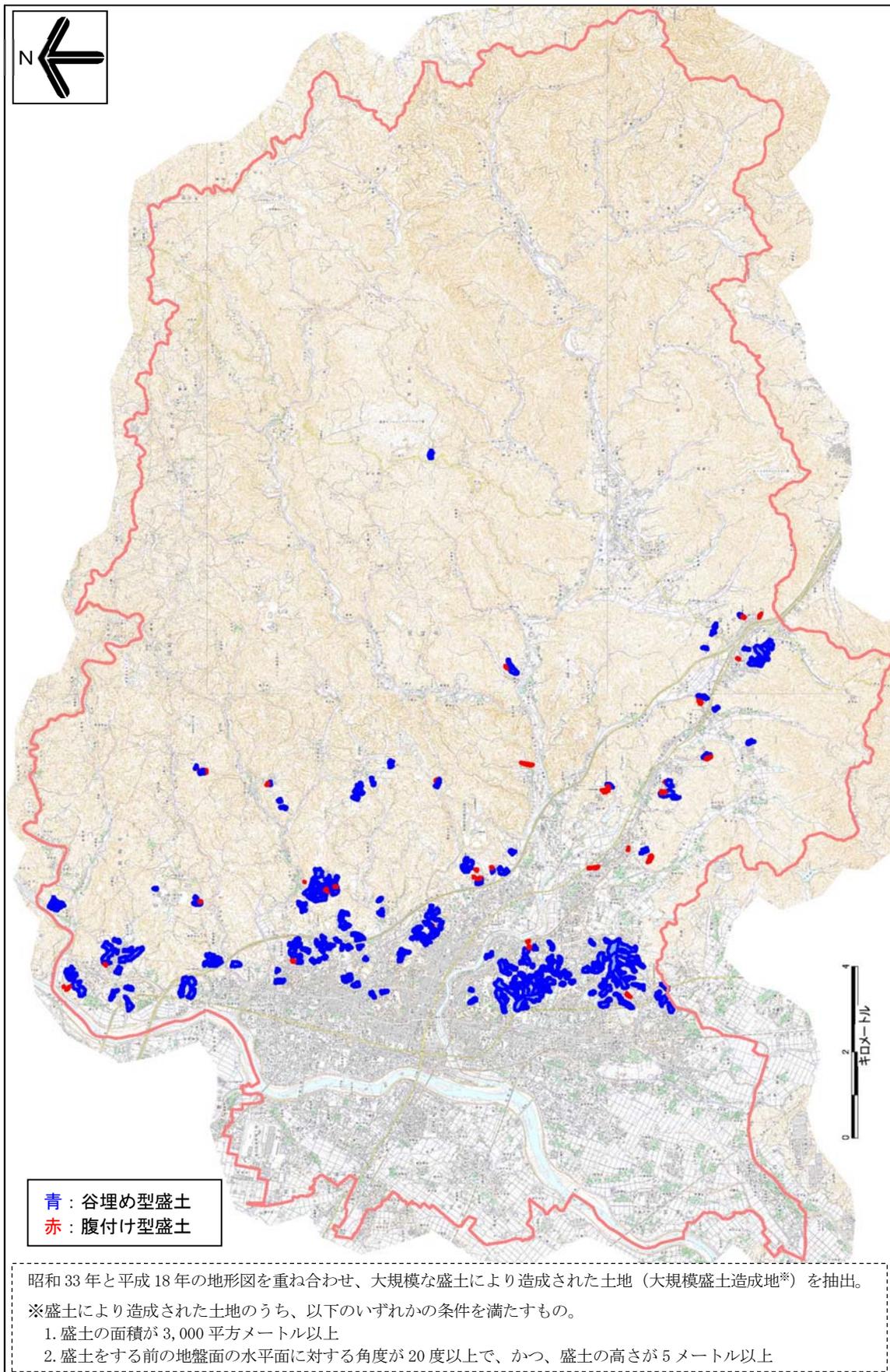
※次頁以降の図面とはデータの作成時期が異なるため一致しない

表 土砂災害危険地域の状況

がけ崩れ (急傾斜地崩壊危険箇所)		土石流 (土石流危険溪流)	地すべり (地すべり危険地区)
	うち、急傾斜地崩壊危険区域指定済箇所		
564	74	620	1

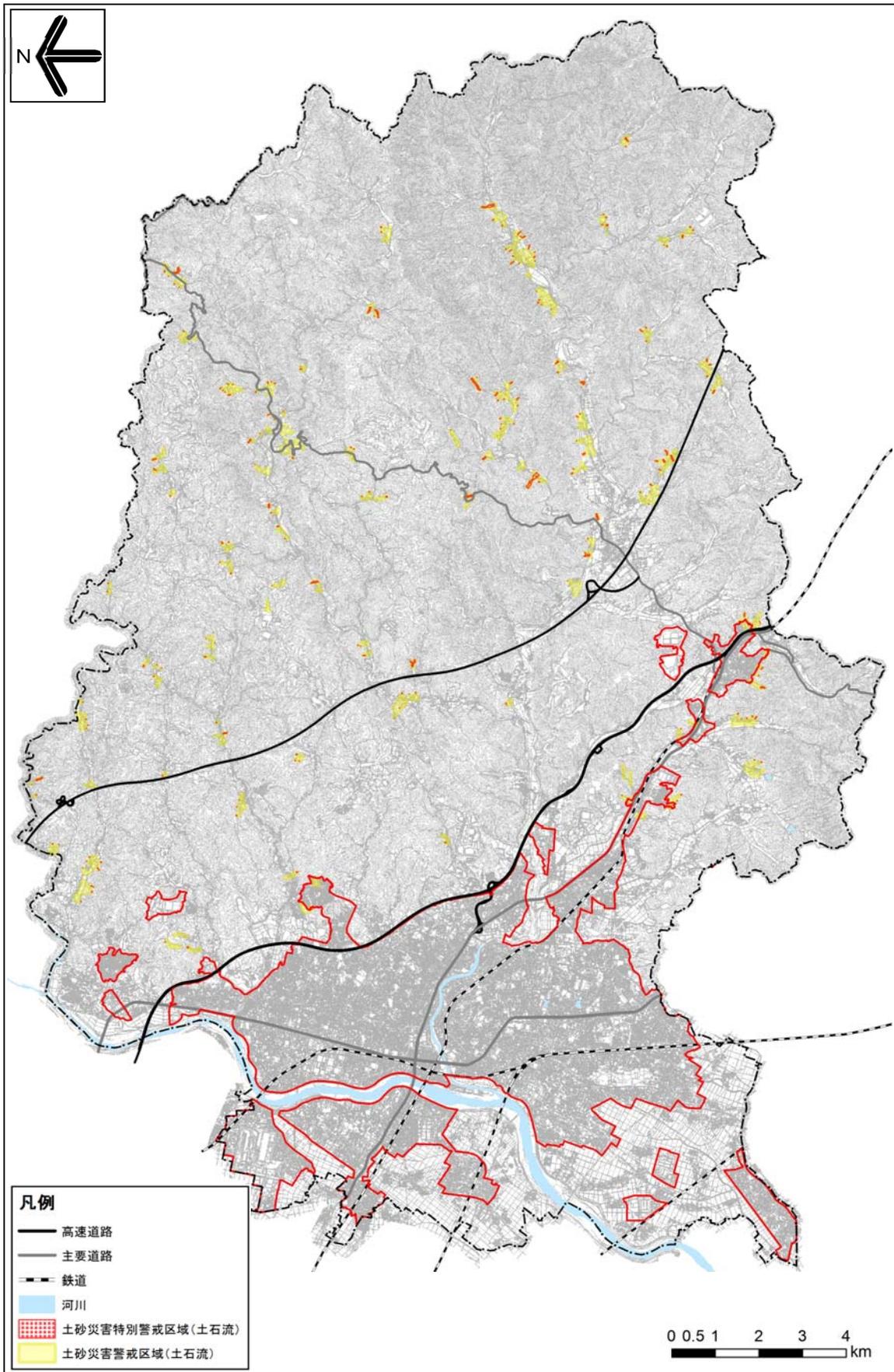
資料：岡崎市ホームページ（土砂災害危険地域、平成25年12月21日最終更新）

※次頁以降の図面とはデータの作成時期が異なるため一致しない



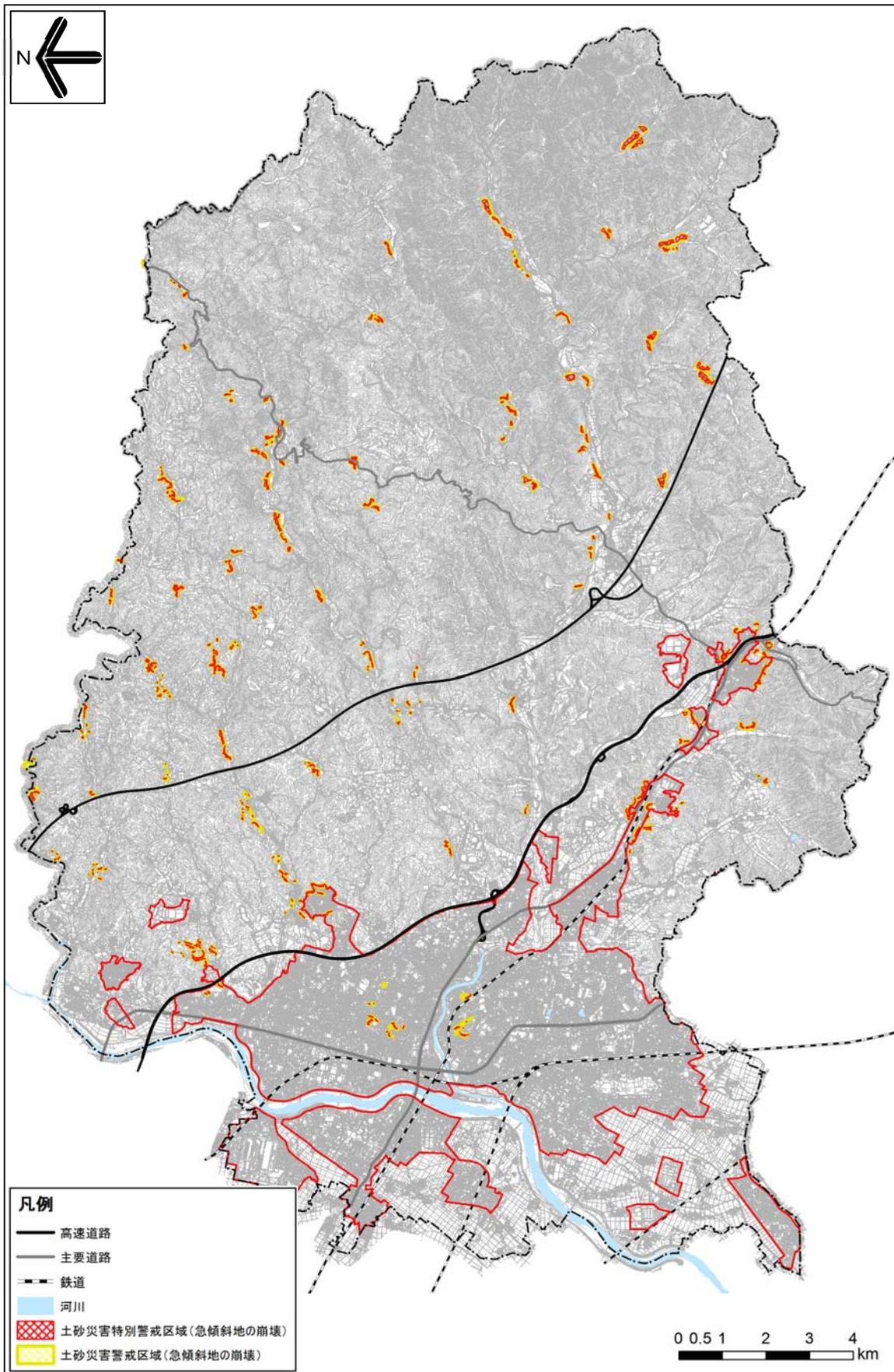
資料：岡崎市ホームページ（大規模盛土造成地について）

図 大規模盛土の分布



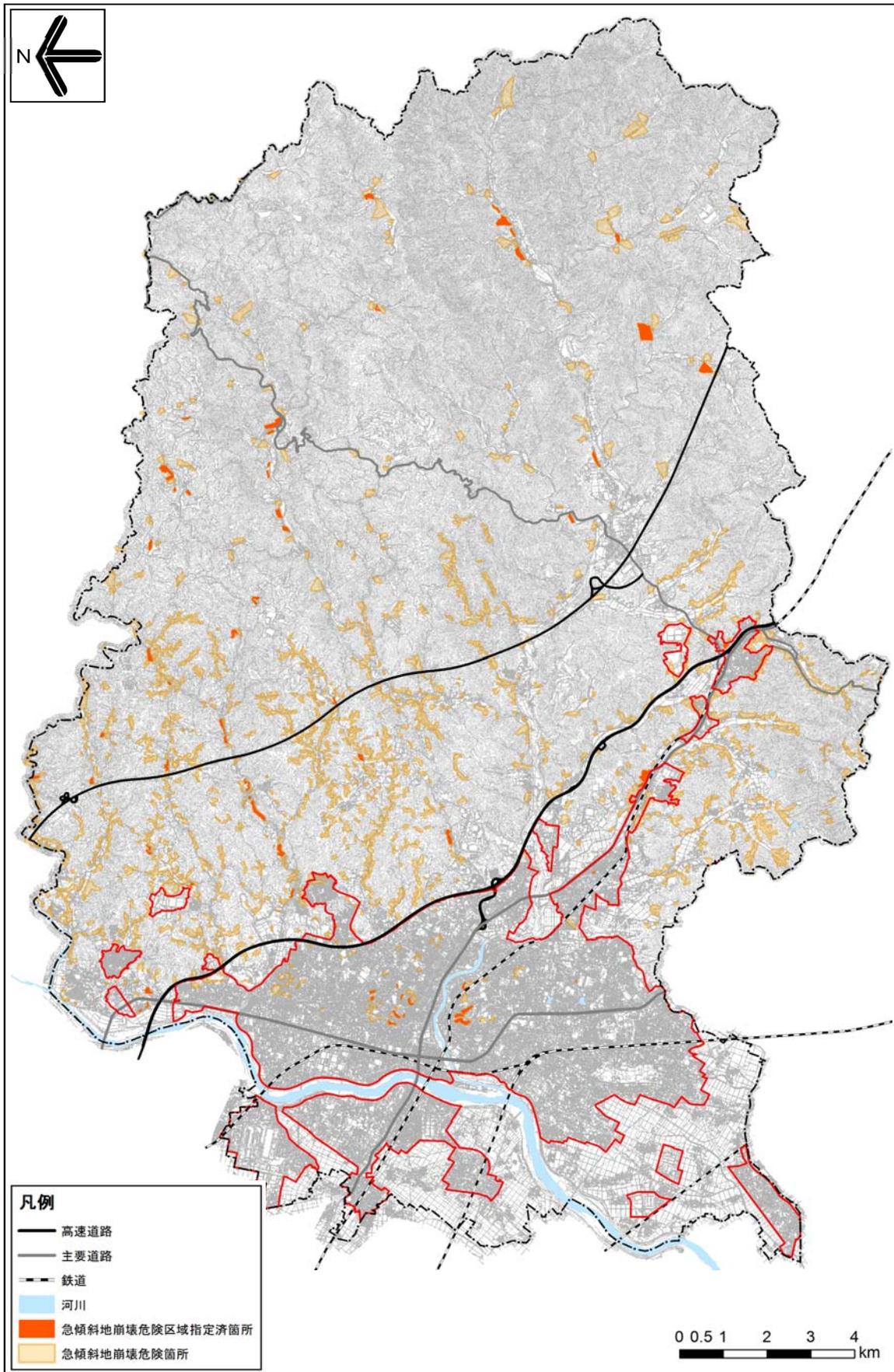
資料：愛知県建設部砂防課提供データ（平成 27 年 1 月時点）

図 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（土石流）



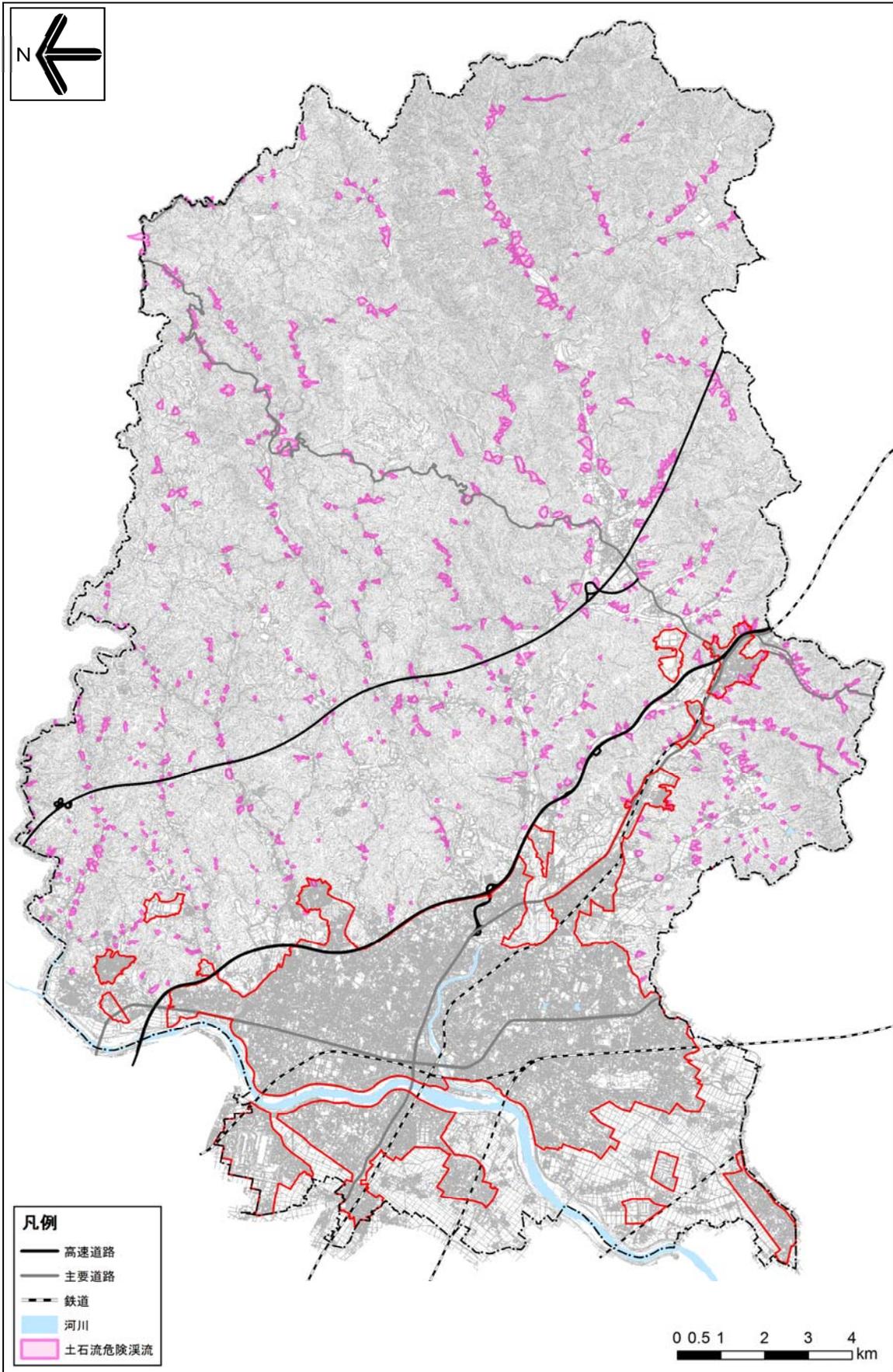
資料：愛知県建設部砂防課提供データ（平成 27 年 1 月時点）

図 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）



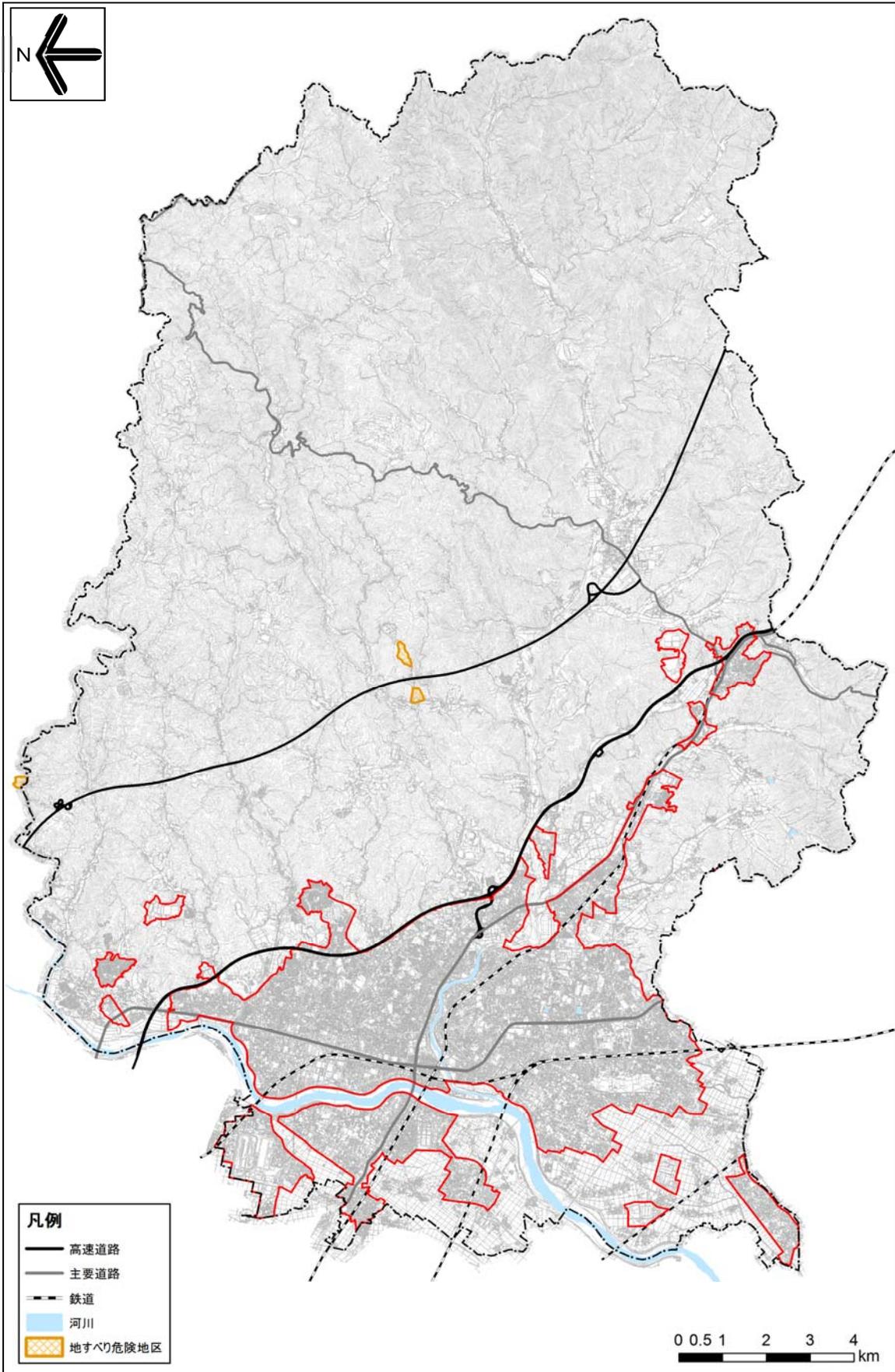
資料：愛知県建設部砂防課提供データ（平成 27 年 1 月時点）

図 急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域指定済箇所



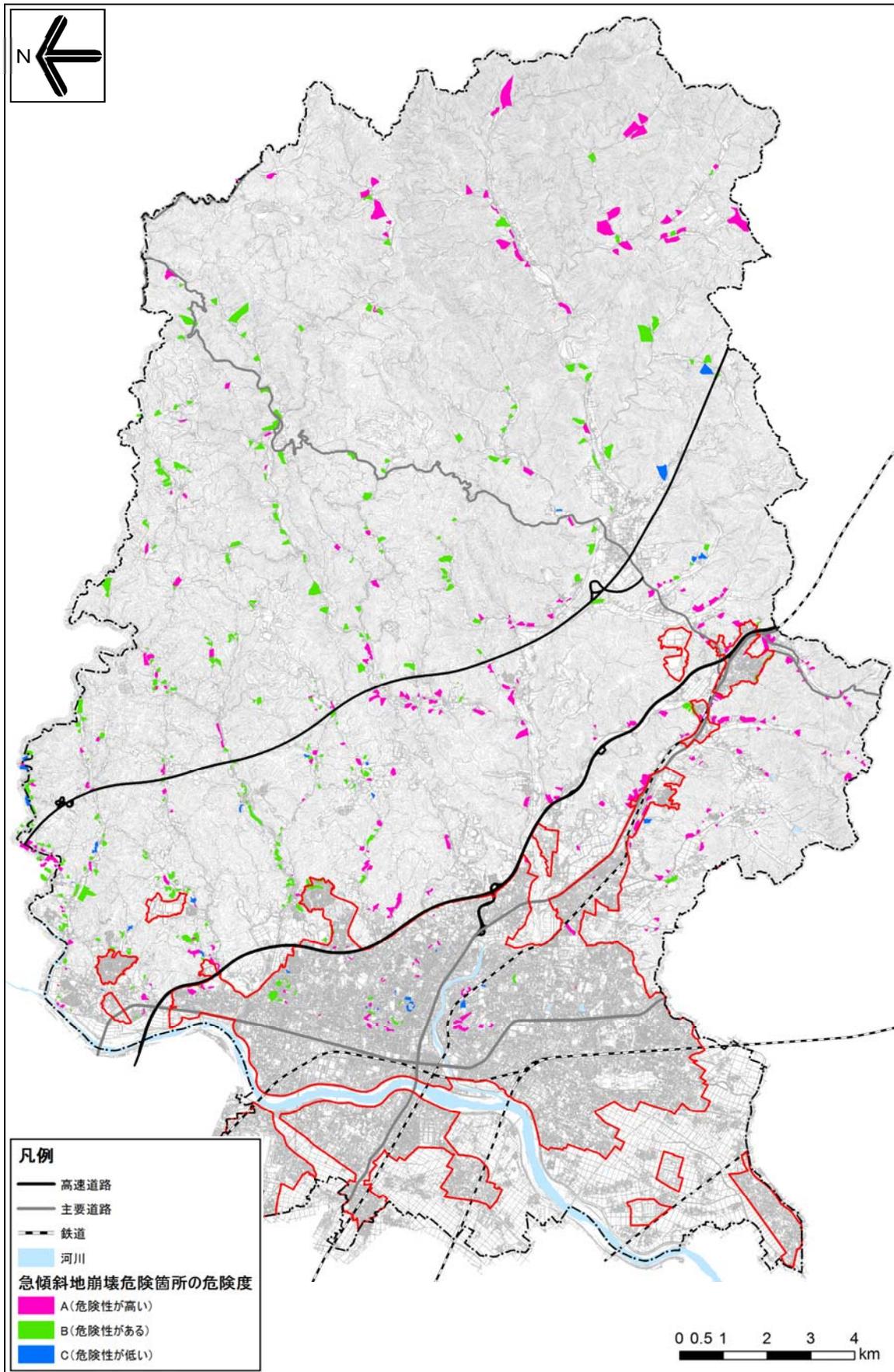
資料：愛知県建設部砂防課提供データ（平成 27 年 1 月時点）

図 土石流危険溪流



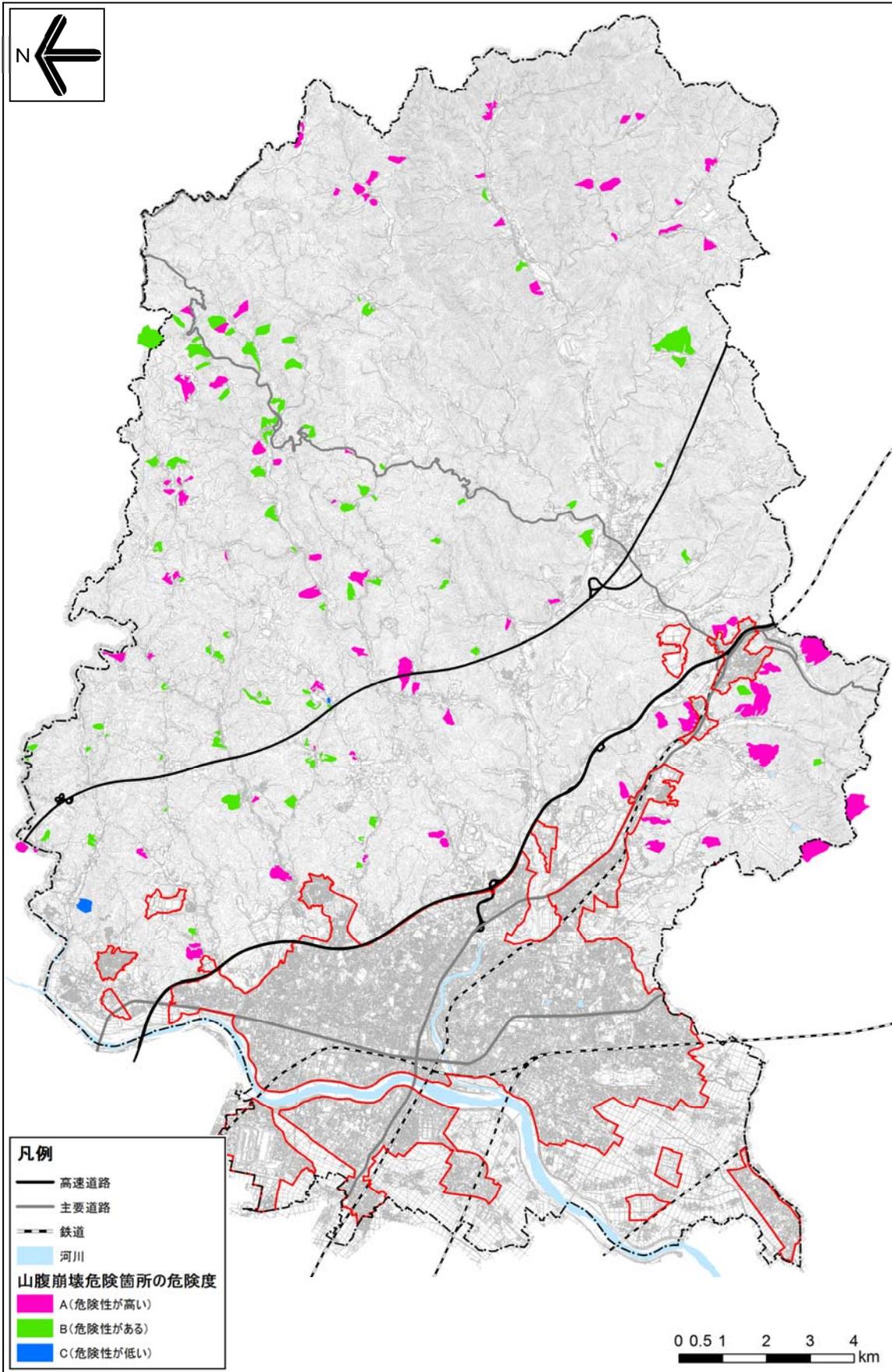
資料：愛知県建設部砂防課提供データ（平成 27 年 1 月時点）

図 地すべり危険地区



資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（愛知県防災会議地震部会、平成 26 年 5 月）

図 急傾斜地崩壊危険箇所の危険度（理論上最大モデル 陸側ケース）



資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（愛知県防災会議地震部会、平成 26 年 5 月）

図 山腹崩壊危険箇所の危険度（理論上最大モデル 陸側ケース）

(6) その他の危険性

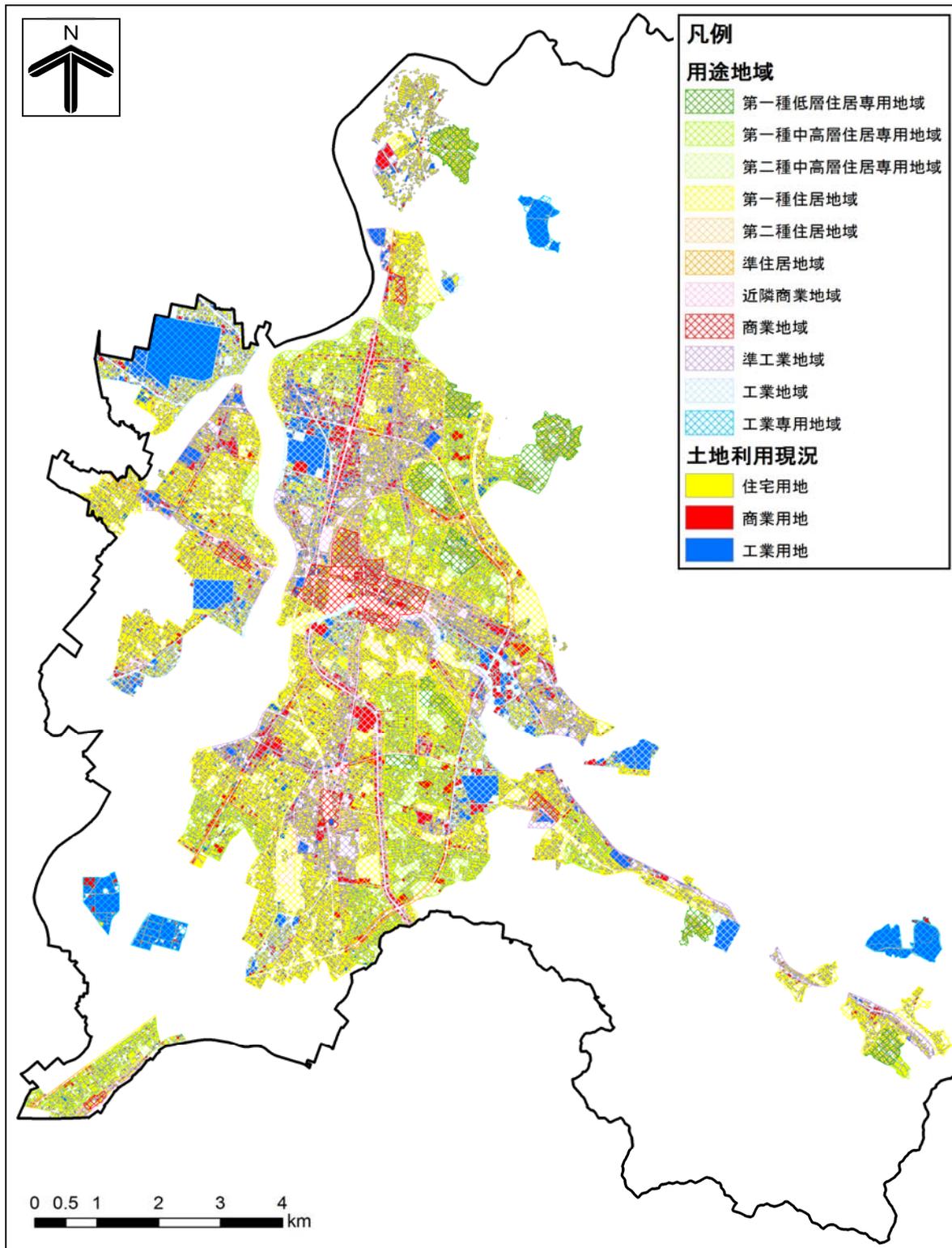
【岡崎市の現状や発災時の危険性】

- ・住宅と工場等が混在している地域では、出火や延焼の危険性が高まることが懸念される。
- ・電気やガス、上下水道等のライフラインへの被害が想定されており、生活の維持や復興の支障となることが懸念される。
- ・被災後の復興の遅れによる人口や産業の流出が懸念される。

表 土地利用面積の合計に対する用途地域ごと土地利用面積の割合

用途地域		住宅用地	商業用地	工業用地
第一種低層住居 専用地域	①面積 (㎡)	1,435,437	17,212	14,623
	①/⑫	6.6%	0.4%	0.2%
第一種中高層住居 専用地域	②面積 (㎡)	3,965,775	382,225	93,876
	②/⑫	18.4%	8.4%	1.5%
第二種中高層住居 専用地域	③面積 (㎡)	382,962	75,170	33,984
	③/⑫	1.8%	1.6%	0.5%
第一種住居地域	④面積 (㎡)	8,512,889	804,809	423,207
	④/⑫	39.4%	17.7%	6.8%
第二種住居地域	⑤面積 (㎡)	89,435	52,770	6,257
	⑤/⑫	0.4%	1.2%	0.1%
準住居地域	⑥面積 (㎡)	276,811	259,386	43,080
	⑥/⑫	1.3%	5.7%	0.7%
近隣商業地域	⑦面積 (㎡)	1,088,543	643,861	131,084
	⑦/⑫	5.0%	14.1%	2.1%
商業地域	⑧面積 (㎡)	635,684	236,020	60,456
	⑧/⑫	2.9%	5.2%	1.0%
準工業地域	⑨面積 (㎡)	3,301,142	1,203,717	1,024,789
	⑨/⑫	15.3%	26.4%	16.3%
工業地域	⑩面積 (㎡)	1,901,535	817,805	2,081,704
	⑩/⑫	8.8%	17.9%	33.2%
工業専用地域	⑪面積 (㎡)	4,889	63,082	2,356,299
	⑪/⑫	0.0%	1.4%	37.6%
⑫計		21,595,102	4,556,057	6,269,359

資料：都市計画基礎調査（岡崎市、平成23年度・平成24年度）



資料：都市計画基礎調査（岡崎市、平成23年度・平成24年度）、都市計画総括図（平成27年）

図 土地利用現況と用途地域の重ね図

表 上水道の被害（過去地震最大モデル）

管路延長 (km)	被害箇所数 (件)	被害率 (件/km)	断水率 (%)			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
約2,300	約3,400	1.47	90%	73%	15%	0%
給水人口 (人)			断水人口 (人)			
約372,000			約334,000	約271,000	約56,000	*

資料：南海トラフ地震被害予測調査報告書（岡崎市、平成27年3月）

表 下水道の被害（過去地震最大モデル）

管路延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	機能支障率 (%)			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
約1,800	約80	5%	5%	77%	3%	0%
処理人口 (人)			機能支障人口 (人)			
約337,000			約16,000	約258,000	約10,000	*

資料：南海トラフ地震被害予測調査報告書（岡崎市、平成27年3月）

表 電力、固定電話、都市ガス、LPガス（過去地震最大モデル）

電力	固定電話	都市ガス	LPガス
停電件数 (軒)	不通回線数 (回線)	復旧対象戸数 (戸)	機能支障世帯数 (世帯)
1日後	1日後	1日後	1日後
約163,000	約55,000	*	約6,900

(注) 都市ガスにおいては、個々の需要世帯がガス機器の使用出来る場合に復旧作業を行うという実態を考慮し、地震動により建物全壊・半壊した需要家世帯数に相当する供給停止戸数を復旧対象から除いている。

資料：南海トラフ地震被害予測調査報告書（岡崎市、平成27年3月）

4 地震災害に強い都市づくりのビジョンと取組みの方針

都市計画マスタープランに示した「都市像 4：災害に備え安心して暮らせる都市（安全安心都市）」を実現するため、地震災害に対する都市の将来像を念頭に置いた上で、将来像の実現に向けた取組み（施策）を展開します。

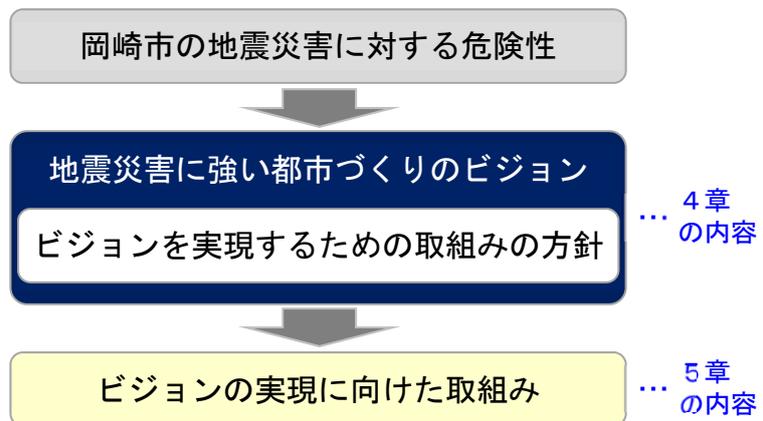


図 計画の構成イメージ

4-1 地震災害に強い都市づくりのビジョン

地震災害に対する都市づくりの推進に向けたビジョン（将来像）を設定します。地震災害に強い都市づくりの推進にあたっては、地域特性、平時・発災時、ハード・ソフトの多様な観点から取組みを進めます。

ビジョンⅠ 地震による被害を最小化できる都市

大規模地震に伴う火災・延焼や建築物の倒壊の対策等を進めることにより、危険が抑制される都市を目指します。

また、段階的に都市構造の改変が進み、市全体として地震災害に強い都市となることを目指します。

ビジョンⅡ 発災時に生命・身体を守る活動を支える都市

避難の確実性を高めるとともに、発災直後の応急活動が円滑に実施されるための機能や体制等を強化することにより、生命・身体が守られる都市を目指します。

また、一人ひとりの防災意識が高まり、地域から“防災”が発信される都市を目指します。

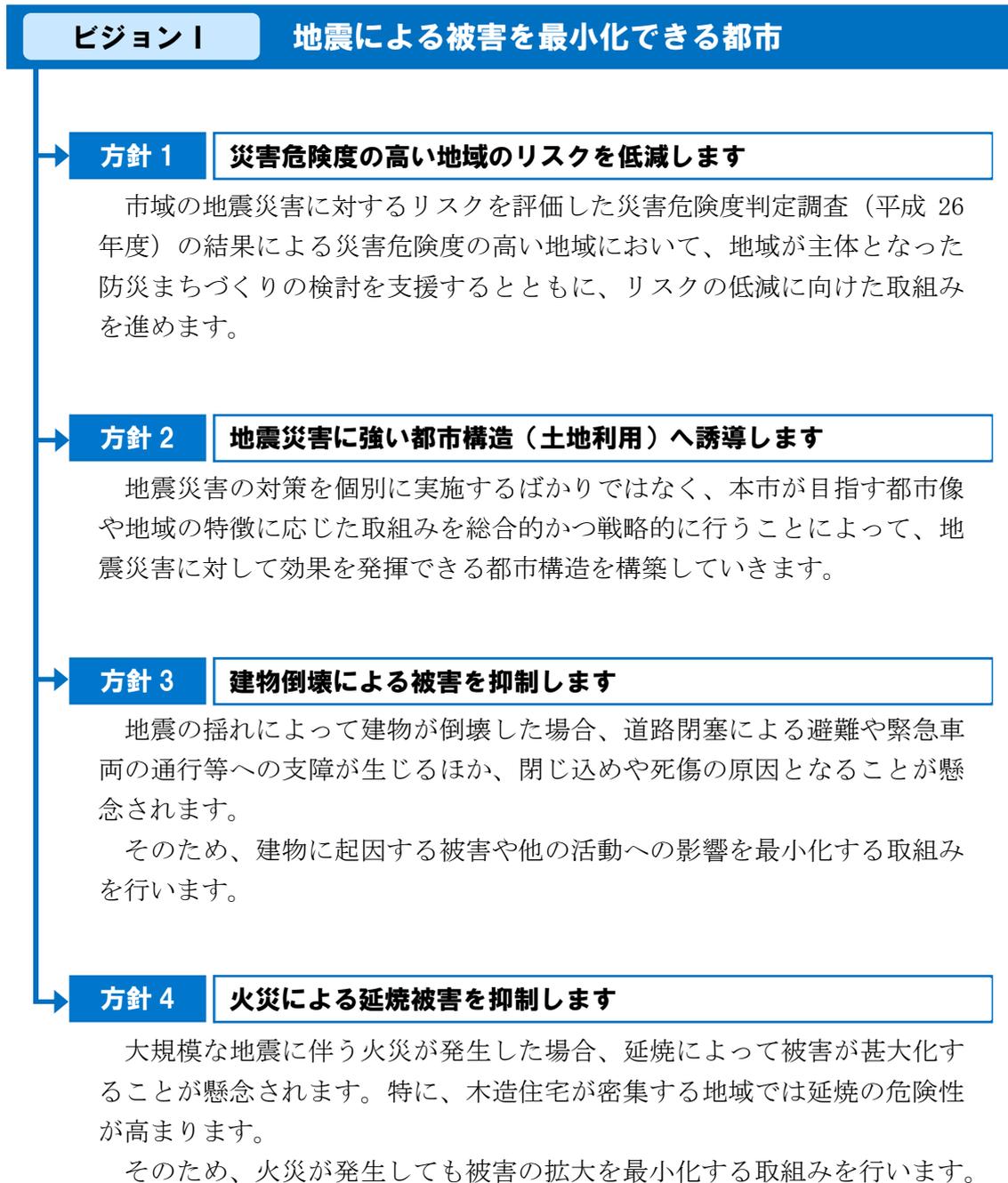
ビジョンⅢ 被災後に生活の維持・早期回復ができる都市

都市を支える基盤施設の耐震性強化等を図ることによって被害を最小化し、市民生活や経済活動が継続される都市を目指します。

また、被災後に復興を進めるための対応の手順や基本的な考え方をあらかじめ整理することにより、速やかな復興が図られる都市を目指します。

4-2 ビジョンを実現するための取組みの方針

地震災害に強い都市づくりのビジョンを実現に向け、以下の方針に基づいて取組み（施策）を展開します。



方針1 安全な避難や応急活動のための経路・スペースを確保します

発災直後に生命を守るためには、安全な場所へ避難を行うことが重要です。また、被害の拡大を防ぐため、消防等による活動が円滑に行われることが求められます。特に、火災が発生した場合には、逃げ込む場所や活動の拠点となるスペースが必要となります。

そのため、避難や応急活動の実施に有効な経路やスペースを確保します。

方針2 広域支援・情報伝達の体制や機能を強化します

市内が甚大な被害を受けた場合、市外を含めた広域的な支援が必要となることが想定されます。こうした広域的な支援を可能な限り迅速に受け入れるほか、市民及び地域へ適切に災害情報を提供し、救出・救助活動や消火活動等に早期に着手することが人的被害や物的被害の最小化に結びつきます。

そのため、多様な主体との連携による救急活動や消防活動を実施するための体制や機能を強化していきます。

方針3 自助・共助による地域の防災力を高めます

発災直後の混乱状況から、行政職員が現地に赴いて直接対応を図ることが困難となることが想定されるため、避難活動や避難後の対応などを自助・共助によって実施することが求められます。

そのため、個人・地域の防災意識や知識の向上を図るとともに、発災時に自助・共助の活動が展開される体制の整備を支援します。

方針1

都市機能を支えるインフラ・ライフラインを強化します

インフラやライフラインへの被害が市民生活や経済活動等の停滞を招く大きな要因となります。

地震災害に対する都市機能の強化を図ることにより、市民生活や経済活動等の停滞期間を最小化し、復旧・復興を支えます。

方針2

被災後の都市の復興を見据えた準備を行います

東日本大震災をはじめとする大規模災害では、多くの場合、被害後に市民等の意向を把握しながら復興計画を策定し、それに基づいて取組みが進められましたが、こうした方法では復興が遅延することも想定されます。

そのため、迅速かつ的確に復興を進めるための基準や考え方を整理した復興ビジョンの作成や平時から地域との認識の共有を図る事前復興等に取り組みます。

5 防災都市づくりを推進するための取組み

5-1 取組みの体系

地震災害に強い都市づくりのビジョンと取組みの方針を踏まえ、取組みを展開していきます。

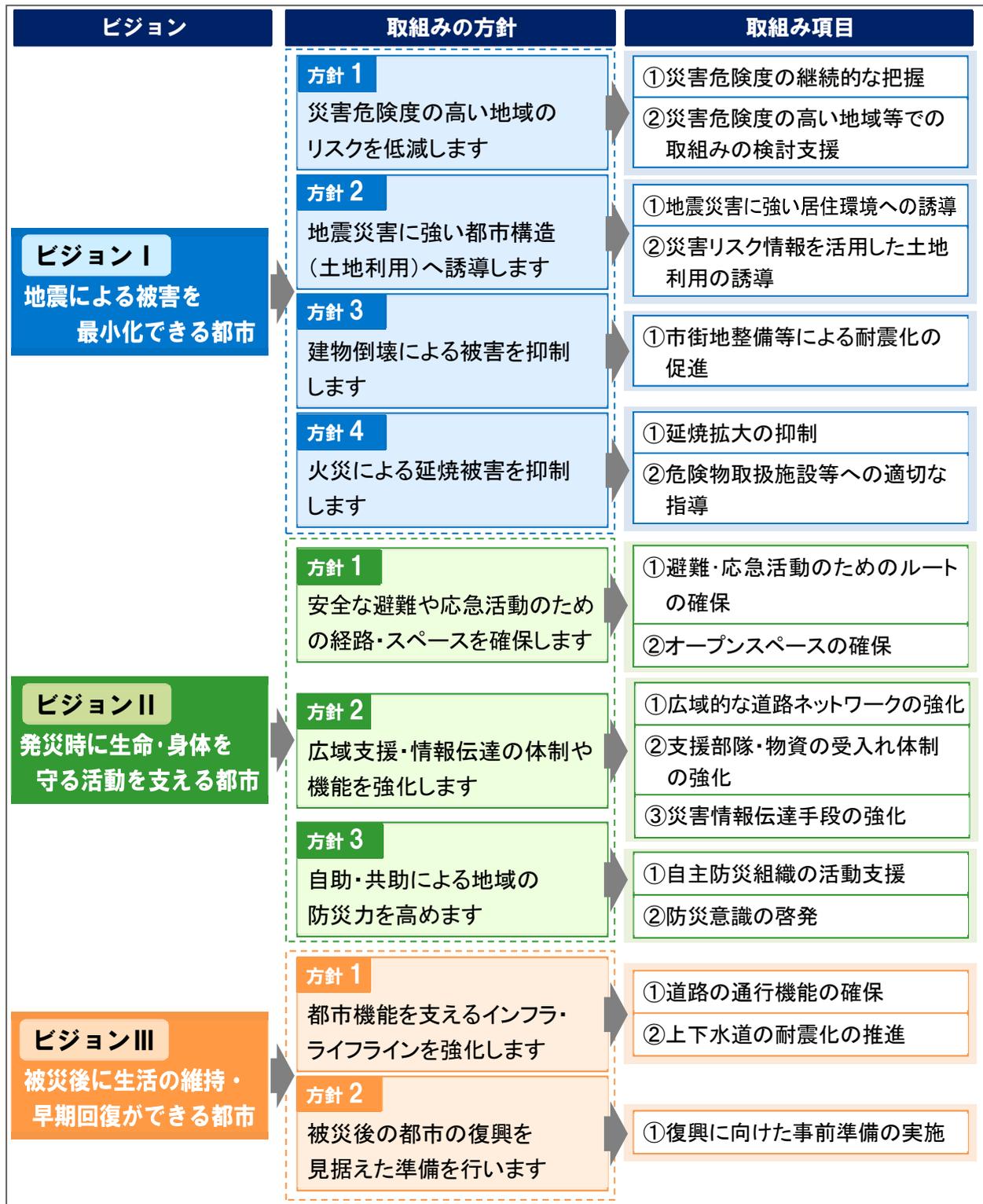


図 ビジョンの実現に向けた取組み体系

5-2 取組みの具体的な内容

ビジョン | 地震による被害を最小化できる都市

方針 1 災害危険度の高い地域のリスクを低減します

① 災害危険度の継続的な把握

社会情勢や都市構造、社会基盤等の変化を反映するため、5年のサイクルで実施される都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、災害危険度判定調査の時点更新を行うことによって、防災・減災の取組みに結びつけます。更新にあたっては、災害危険度の高い地域を把握するとともに、本計画に基づいて実施する取組みによる効果を検証します。また、更新された調査結果を踏まえ、新たに取り組むべき事業等を検討します。

なお、災害危険度判定調査の結果を市ホームページで公開するなど、広く市民に周知していきます。

主な施策例

- ・ 災害危険度判定調査の実施
- ・ 小学校区別防災カルテの更新・周知

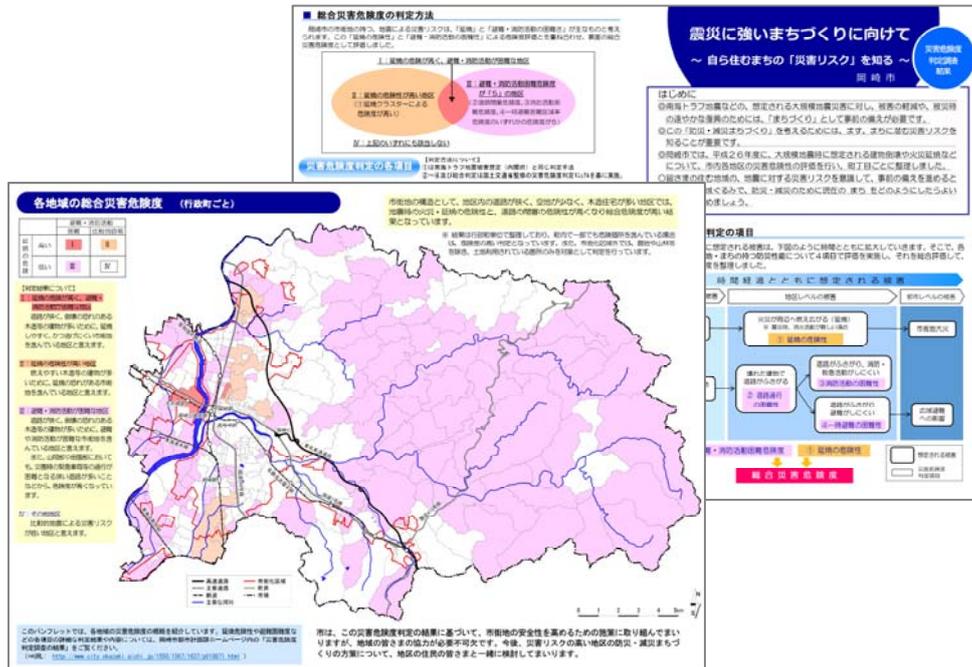


図 災害危険度判定調査パンフレット（平成 27 年 10 月公表）

② 災害危険度の高い地域等での取組みの検討支援

災害危険度判定調査により災害危険度が高い結果となった地域において、地域住民などによる、被害の低減を図るために実施すべき取組みやその具体化の検討を支援します。

主な施策例

- ・地域の防災まちづくりの検討支援（ワークショップ等）
- ・地区防災計画の策定支援



図 住民参加によるワークショップの例

方針 2

地震災害に強い都市構造（土地利用）へ誘導します

① 地震災害に強い居住環境への誘導

居住環境の維持と向上を図り、地震災害に強いまちづくりを実現するため、地域住民の意向を踏まえながら、地区計画をはじめとしたまちづくりルールの方針を進めます。

また、防火地域・準防火地域の指定による建築物の不燃化の誘導を図るため、必要に応じて新たな指定を検討します。

主な施策例

- ・地域のまちづくりルール（地区計画等）の方針支援
- ・新たな防火地域・準防火地域の指定による建物の不燃化の誘導検討

② 災害リスク情報を活用した土地利用の誘導

市街化区域において、災害危険性を考慮した土地利用の誘導を図るとともに、災害の危険が懸念される地域において、各種法令による土地利用の規制誘導を適切に行います。

また、市街化区域内において、立地適正化計画によって災害の危険性も考慮しながら指定する居住誘導区域や都市機能誘導区域内には、居住機能や日常生活サービス施設等の積極的な誘導を図っていきます。

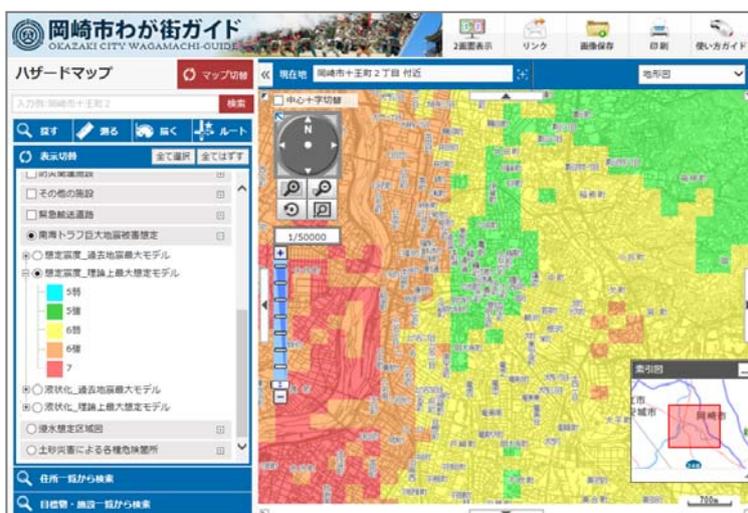
併せて、災害に対する基盤が整った場所へ居住や都市機能を誘導することが望ましいことを踏まえ、市街化調整区域内での無秩序な開発の抑制を指導します。

主な施策例

- ・各種都市計画制度による規制の適切な運用
- ・立地適正化計画（居住誘導区域、都市機能誘導区域）による誘導
- ・ハザードマップ等による災害リスク情報の提供と啓発



防災ガイドブック



岡崎市わが街ガイド（岡崎市 HP）

図 災害リスク情報の提供の例

方針 3

建物倒壊による被害を抑制します

① 市街地整備等による耐震化の促進

土地区画整理事業や市街地再開発事業が施行中または計画されている地区では、着実な事業の実施によって狭あい道路の改善や老朽建築物の更新等を進め、地震災害に強い市街地の形成を図ります。

また、昭和 56 年以前に建てられた住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の助成支援を継続して実施し、市全体の耐震化率の向上を図ります。

併せて、空き家対策に取り組み、倒壊の危険性のある空き家の除却を促進します。

主な施策例

- ・岡崎駅針崎若松土地区画整理事業等の市街地整備
- ・住宅・建築物耐震化事業費補助
- ・旧耐震住宅除却事業費補助
- ・空家等対策推進事業（相談窓口、セミナー開催等）
- ・危険空き家除却事業費補助



図 土地区画整理事業による市街地整備の例
(岡崎真伝地区)

方針 4

火災による延焼被害を抑制します

① 延焼拡大の抑制

大規模な市街地火災の発生を防ぐため、延焼遮断効果が期待される道路や公園・広場等の整備を進めるとともに、これらの施設整備と併せて道路の沿道をはじめとして、建物の不燃化を促進します。

また、延焼抑制に有効な市街地内の農地等に係る制度の適切な運用を図るほか、民有地緑化を促進します。

主な施策例

- ・都市計画道路をはじめとした道路整備（緊急輸送道路、延焼遮断帯）
- ・公園整備事業（避難場所、延焼遮断）
- ・防火地域・準防火地域内の建物の不燃化の誘導
- ・生産緑地制度の適切な運用
- ・市街地緑化事業奨励補助金、都市緑化推進事業費補助金による緑化の促進



図 都市計画道路の整備



図 市街地内の農地

② 危険物取扱施設等への適切な指導

危険物を取り扱う工場が住宅地内に混在、隣接している地域では、出火や延焼の危険性が高いため、これまでに行ってきた事業者に対する指導を継続し、安全管理を徹底します。

また、新たな開発の際などには、工場立地法や開発許可基準等に基づき、緑地や道路等の緩衝帯を適切に確保するよう指導します。

加えて、住宅と工場の混在の解消に向け、都市計画制度の適切な運用による誘導を図ります。

主な施策例

- ・危険物施設の防災対策の指導
- ・工場立地法や開発許可基準等の適切な運用
- ・各種都市計画制度による規制の適切な運用

方針1

安全な避難や応急活動のための経路・スペースを確保します

① 避難・応急活動のためのルートの確保

居住環境の維持・向上を図り、地震災害に強いまちを実現するため、狭あい道路の拡幅や道路整備により、避難や消防等による応急活動の円滑性を高めます。

また、地域住民の意向を踏まえながら、地区計画等のまちづくりルールを検討を進め、4 m以上の道路幅員の指定や、壁面の位置、かき又は柵の構造の制限等を定めることによって、道路閉塞の危険性を低減します。

主な施策例

- ・狭あい道路拡幅整備事業（補助制度の見直し検討）
- ・都市計画道路をはじめとした道路整備
- ・密集市街地の改善に向けた検討支援
- ・地域のまちづくりルール（地区計画等）の策定支援
- ・市街地緑化事業奨励補助金、都市緑化推進事業費補助金による緑化の促進
- ・無電柱化の推進



図 狭あい道路の拡幅整備イメージ

② オープンスペースの確保

火災による延焼危険性の低い場所に近隣住民等が待避できるオープンスペースの確保を図ります。

また、特に消防活動困難危険度の高い地域のオープンスペースにおいて、耐震性を有した防火水槽の設置を検討します。

加えて、一時避難場所の機能強化を図るため、防災備蓄倉庫及び備蓄品、災害対応トイレ等を整備します。

なお、一時避難場所については、今後、想定される避難者数の増減や施設の統廃合等の状況の変化に応じた見直しを検討します。

主な施策例

- ・ 公園整備事業
- ・ 地震災害時に有効な消防水利の整備
- ・ 防災備蓄倉庫の設置
- ・ 災害対応トイレの設置
- ・ 空き家を除却した跡地の地域活性化に資する利用の促進



図 防災倉庫及び備蓄品



図 広場の整備（矢作町地内）

方針2

広域支援・情報伝達の体制や機能を強化します

① 広域的な道路ネットワークの強化

緊急輸送道路の機能を確保するため、緊急輸送道路に架かる橋梁や沿道の建築物の耐震化、土砂災害対策等を進めます。

また、都市計画道路の整備やスマートインターチェンジの設置などを検討し、高速道路も含めた広域的な道路ネットワークの強化を図っていきます。

加えて、ヘリコプターによる空からの支援など、代替手段による輸送に対応できるよう、施設・体制の確保を図ります。

主な施策例

- ・都市計画道路をはじめとした道路整備
- ・スマートインターチェンジの整備促進
- ・橋梁の耐震化
- ・緊急輸送道路沿道の建築物・構造物の耐震化の促進



図 緊急輸送道路（国道1号）



図 災害時の活動に有効な道路（市道原下衣文線）

② 支援部隊・物資の受入れ体制の強化

応急復旧活動の実行性を高めるため、広域防災活動拠点等において、災害対策本部またはその補完機能や広域支援部隊等の活動要員のベースキャンプ機能、災害医療活動の支援機能、備蓄物資の効果的供給機能等の体制を強化していきます。

また、各地域における応急活動や支援活動の拠点としてなる地域防災拠点の機能を強化するとともに、都市公園や緑地等のオープンスペースを確保していきます。

さらに、広域防災拠点に指定されている岡崎中央総合公園を中心に総合防災訓練を実施し、応急活動のための協力体制の確立や、地域の連携を活かした防災力の強化を図ります。

主な施策例

- ・岡崎中央総合公園の防災機能強化
- ・地域防災拠点の機能強化 ※想定
- ・公園整備事業
- ・2次救急医療拠点病院施設等の整備検討
- ・総合防災訓練の実施



図 総合防災訓練



図 広域防災拠点（岡崎中央総合公園）

③ 災害情報伝達手段の強化

災害時に迅速な避難が行われるよう、総合防災情報システムの運営・改善を図るとともに、市民一人ひとりへ細やかな情報の発信を可能にする防災緊急メール「防災くん」の利用を促進します。

また、発災後に地域による応急対応が円滑に行われるよう、衛星携帯電話や防災行政無線の整備・点検を行い、災害対策本部と町内会等との情報伝達の強化を図ります。

主な施策例

- ・総合防災情報システムの運用
- ・防災緊急メール「防災くん」の整備
- ・衛星携帯電話の貸与
- ・防災行政無線（同報系）の導入推進



図 防災緊急メール「防災くん」周知チラシ

方針3

自助・共助による地域の防災力を高めます

① 自主防災組織の活動支援

「自主防災（町防災防犯協会）活動マニュアル」に基づき、自主防災組織の強化を図るとともに、防災活動資機材の整備等を継続して支援します。

また、地域による共助の活動の強化に向けて、地区防災計画の策定を支援するほか、地域の啓発活動を担う防災指導員の設置・育成を図ります。

加えて、福祉のまちづくりとの連携によって、災害時避難行動要支援者（高齢者や障がい者等）の支援体制を強化します。

主な施策例

- ・ 自主防災組織活動資機材等整備費補助金による活動支援
- ・ 地区防災計画の策定支援
- ・ 防災指導員の育成
- ・ 防災訓練の実施支援
- ・ 災害時避難行動要支援者の支援

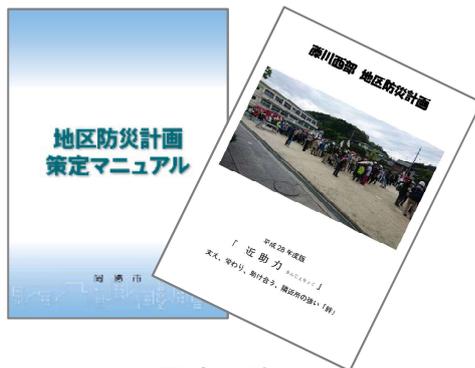


図 地区防災計画



図 地域総合防災訓練

② 防災意識の啓発

防災ガイドブックや防災マップ等の配布によって防災意識の啓発を図るとともに、家庭での地震対策を促進し、自助の意識の向上を図ります。

主な施策例

- ・ 防災ガイドブックの配布・更新
- ・ 小学校区別防災カルテの更新・配布
- ・ 防災に関する出前講座の開催支援



図 防災ガイドブック



図 家具の固定

方針1

都市機能を支えるインフラ・ライフラインを強化します

① 道路の通行機能の確保

被災後も移動や物流機能等が維持され、一定の市民生活が保たれるよう、幹線道路等において橋梁の耐震補強や道路盛土等の耐震対策を進めます。

また、迅速な復旧に向け、早期に緊急車両等の通行が確保されるよう、道路啓開体制を整えます。

主な施策例

- ・ 橋梁耐震補強の促進
- ・ 道路盛土、擁壁等の土構造物の耐震対策
- ・ 道路啓開体制の整備



図 熊本地震における道路啓開作業

出典：国土交通省九州地方整備局 HP



図 橋梁の耐震補強（吹矢橋）

② 上下水道の耐震化の推進

市民生活に不可欠なライフラインの被災後における維持及び早期復旧を図るため、水道および下水道施設の耐震化を計画的に進めます。

主な施策例

- ・ 水道管路耐震化事業
- ・ 下水道長寿命化計画・地震対策計画に基づく対策の推進

① 復興に向けた事前準備の実施

被災後における職員の行動手順や土地区画整理事業を含めた市全体の土地利用計画の検討手順等を整理するとともに、模擬訓練や勉強会等を通じて庁内関係部局の認識の共有を図ることによって、早期復興に向けた活動の実行性を高めます。

また、地籍調査によって土地の境界の位置や面積を明確にするなど、早期の復興に向けた準備を整えます。

加えて、被災後において円滑に復興事業を進められるよう、復興の手順等についてあらかじめ住民等の理解を得るとともに、地域の防災性の向上に向けた意識啓発を目的として実施する事前復興まちづくりの取組みを支援します。

主な施策例

- ・ 震災復興都市計画の手引きの整理・運用及び模擬訓練等の実施
- ・ 地籍調査の実施
- ・ 地域の事前復興まちづくりの取組み支援



図 地籍調査



図 事前復興まちづくり体験の結果 (広幡地区)

6 地域の防災まちづくりと連携した防災性の向上

6-1 防災性向上に向けた考え方

行政による都市基盤の整備・改善等による災害リスクの軽減だけでは、防災都市づくりを実現することはできません。行政による取組みの実施と、家庭・個人や町内会等の地域が主体となって実施する取組みとの相乗効果によって、市全域の地震災害に対する防災性を高めていくことが重要です。

そのため、本計画で掲げる「ビジョンⅠ：地震による被害を最小化できる都市」を実現するための方針の1つである「災害危険度の高い地域のリスクの軽減」に向けて、最大限の効果を発揮できるよう、地域の防災まちづくりの取組みを促進していきます。

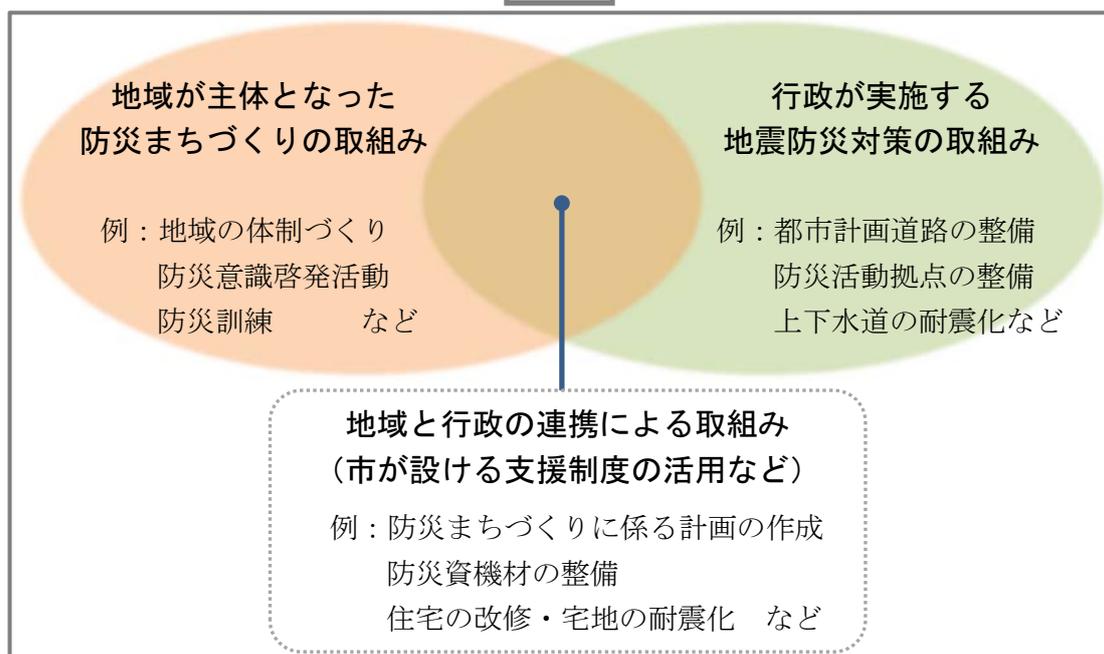


図 岡崎市の防災都市づくりのイメージ

6-2 先行検討地区におけるケーススタディの実施

(1) 先行検討地区における検討の目的

地域の住民等が認識を共有して防災まちづくりを進めていくため、まずは、地域（町内会等）が中心となって、地震防災上の問題や課題を抽出・共有し、それらの解決に向けた取組を検討することによって、基本的な方針を定めることが求められます。また、地域による取組みをより力強く推進するための体制作りも重要です。

そのため、地域で把握・検討した内容を本計画に反映するとともに、防災まちづくりの取組みを市内の災害危険度の高い地域へ展開することを目的として、先行検討地区をモデル的に選定し、防災まちづくりの検討を実施しました。

(2) 先行検討地区の選定

災害危険度判定調査（平成 26 年度）の結果を踏まえ、延焼危険度が高く、また、防災と連携した地域のまちづくりの検討の実施が見込まれる地区（元能見町、福寿町、松本町及び矢作町の複数町内会）を先行検討地区として選定しました。

(3) 先行検討地区における検討の実施

先行検討地区において、地域住民等の参加によるワークショップを実施しました。ワークショップを通じて、災害リスクの軽減に向けて地域が主体となって進める取組を検討し、『防災まちづくり方針』としてとりまとめました。



図 ワークショップの様子



図 防災まちづくり方針（矢作町）

【参考資料：先行検討地区における検討の実施状況】

地 区	ワークショップ実施時期
元能見町	平成 25～28 年度（元能見中地区、元能見北地区、元能見南地区）
福 寿 町	平成 25～28 年度
松 本 町	平成 25～28 年度
矢 作 町	平成 27～28 年度（矢作町三区、矢作町四区、矢作町五区）

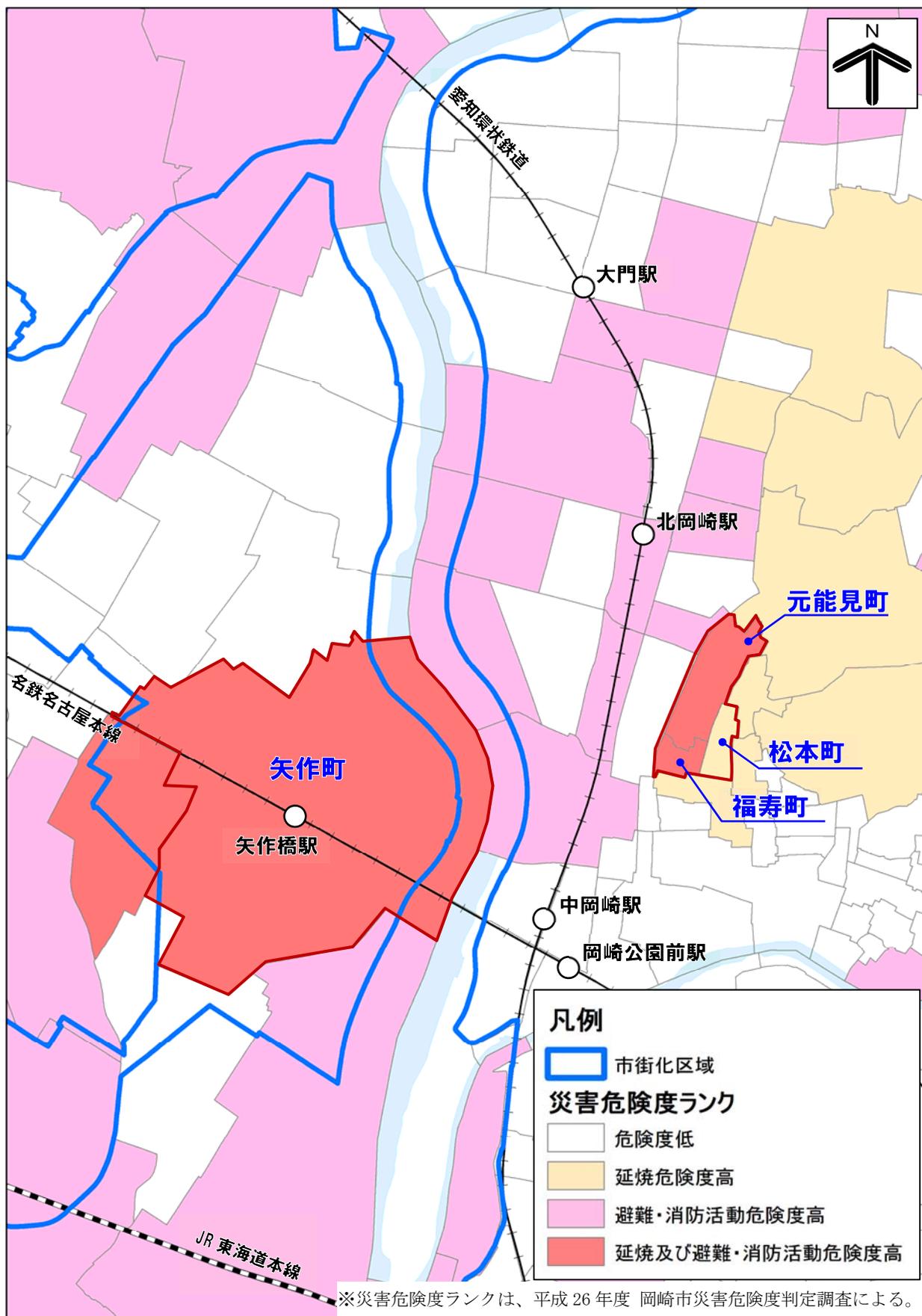


図 先行検討地区の位置

6-3 地域の防災まちづくりの展開に向けて

(1) 地域の防災まちづくりの推進に向けた支援

先行検討地区でのケーススタディによって、防災まちづくりには地域が主体となって取り組むべき内容が多く含まれることが明らかとなりました。

また、地域の防災性向上のためには、地域主導で「実施すべきこと・実施できること」を考えるとともに、検討のプロセスを通じて目指す方向性を地域で共有し、推進していくことが求められます。

これらを踏まえ、市が公助として地域のレベルでの防災まちづくりの取組みを支援することによって、「災害危険度の高い地域のリスクの軽減」を図るとともに、地域の意識や主体性を醸成していきます。

■岡崎市による地域の防災まちづくりの支援（例）■

【防災まちづくりの取組みの検討支援】

- ・市職員による出前講座（地域の地震災害危険度）
- ・専門家の派遣（まちづくりルールの検討） など

【防災まちづくりの取組みの推進支援】

- ・地区計画等の地域のまちづくりルールの策定支援
- ・空き家対策と防災まちづくりの連携による地域の防災力向上の推進支援
- ・補助制度（耐震対策、ブロック塀等の撤去など）の周知 など

(2) 地域の防災まちづくりの検討のプロセス

先行検討地区でのケーススタディで得た成果を活かし、ワークショップや会議を実施しながら、地域住民間、地域と市との間でまちの脆弱性や防災上の課題、及びその解決策等についての認識の共有を図ります。また、地域の防災まちづくりの検討過程を通じて、将来にわたって取組みを牽引することのできる推進体制の構築を促進します。

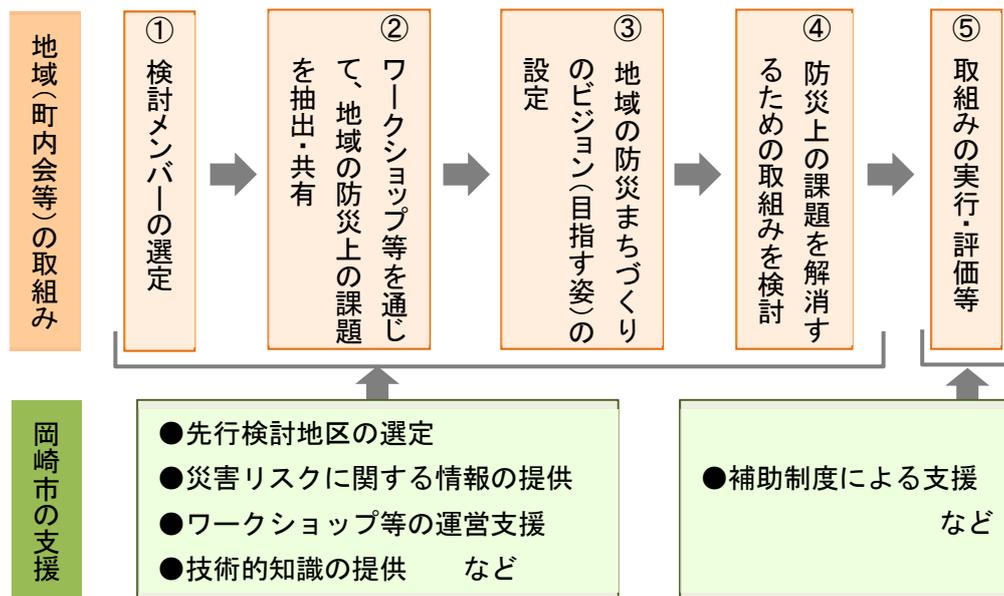


図 防災まちづくりの検討の進め方（イメージ）

(3) 防災まちづくりの推進対象地区の考え方

大規模地震災害時に火災が発生した場合、住宅等の密集地区など、地区の市街地構造によっては、延焼拡大のおそれがあるほか、建物倒壊に伴う緊急車両のアクセス経路の遮断等による消火活動の遅延のおそれがあるなど、被害の甚大化が懸念されます。

そのため、「延焼」を本市の都市構造上の観点から特に対策を図るべき課題と捉え、災害危険度判定調査による「延焼危険性が高い地区」を防災まちづくりの推進対象とします。

なお、災害危険度判定調査（平成 26 年度）では、「行政町」の単位で総合危険度を判定していますが、防災まちづくりの取組みの実施にあたっては、より詳細な「地区」の単位（町内会の区域など）で延焼クラスターを踏まえた危険性を確認するとともに、防災まちづくりの実施体制の状況を考慮し、推進対象地区を選定します。

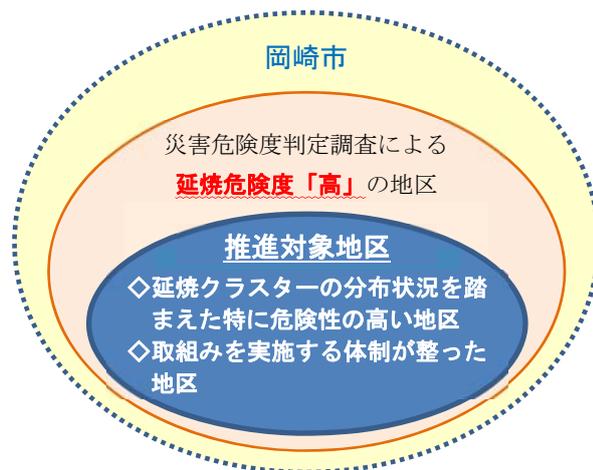


図 推進対象地区の選定イメージ

■ 防災まちづくりの推進対象地区の選定について ■

◇ 延焼危険性（延焼クラスターの分布状況）

災害危険度判定調査による延焼クラスターの分布状況から、特に延焼危険性が高く、防災まちづくりの取組みが求められるエリアを検討します。

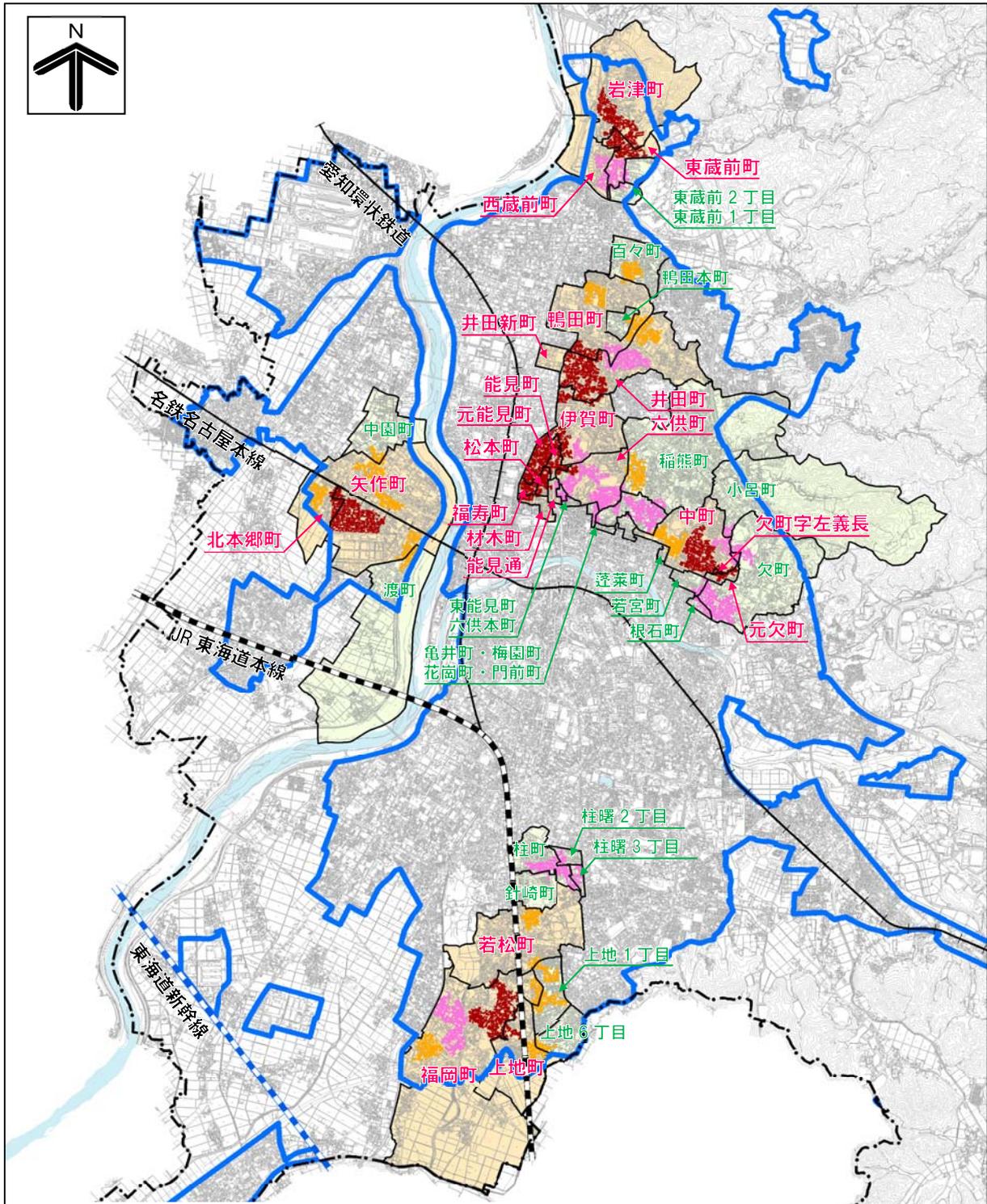
◇ 地域の防災まちづくりの実施体制

防災まちづくりの推進にあたっては、まちづくりのルール（地区計画など）の検討や最低限のハード整備（狭あい道路の改善、住宅の耐震化など）の検討、避難をはじめとしたソフトの検討など、多様かつ長期的な取組みを行います。

そのため、主体的・継続的に取り組むことのできる地域の体制が整っていることが求められます。

※ 取組みを実施する体制の整った地区の考え方

- ・ 地域で継続的に取り組むことのできる組織がある。もしくは、防災まちづくりの取組みを通じて、組織を構築することができる。
- ・ 多様な方（世代、女性等）が参画し、取り組むことができる。 など



※延焼危険度の高い区域が含まれる行政町は、当該行政町内の一部に 1000 棟以上の延焼クラスターが分布していることを示す（平成26年度 岡崎市災害危険度判定調査より）。

※防災まちづくりの推進対象地区は、延焼危険度の高い区域が含まれる行政町を確認した上で、延焼クラスターの範囲やその他の災害危険度判定項目を考慮するとともに、地域コミュニティの状況（町内会など）を踏まえて選定する。

凡例

- 市街化区域
- 延焼危険度の高い区域が含まれる行政町
(1000棟以上の延焼クラスターが含まれる行政町)
- 参考: 250棟以上1000棟未満の延焼クラスターが含まれる行政町

延焼クラスター

- 250棟以上500棟未満
- 500棟以上1000棟未満
- 1000棟以上

図 延焼危険度の高い区域が含まれる行政町の地域

7 計画の進行管理

7-1 進行管理の流れ

本計画が対象とする南海トラフを震源とする大規模地震に対する災害リスクを軽減するため、計画に位置づける取組みを着実に進めます。

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）のPDCAサイクルを実行し、計画の進捗状況やその効果等を確認するとともに、必要に応じて計画内容の改善や見直しを図りながら防災都市づくりを推進します。

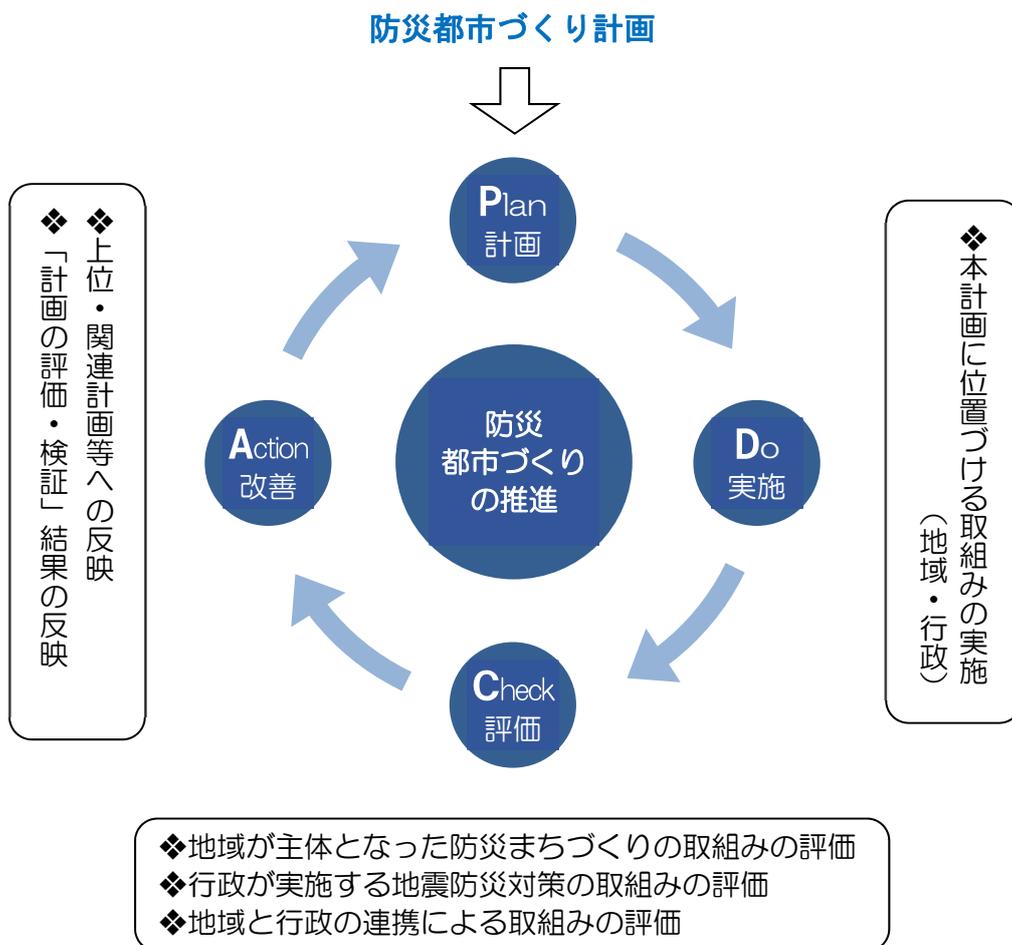


図 計画の進行管理のイメージ

7-2 計画の推進にあたっての体制

(1) 庁内の推進体制の構築

本計画は、防災に関する業務や対策等を定めた「地域防災計画」と将来都市像を示す「都市計画マスタープラン」の間を双方向につなぐ計画であり、地震災害に強い都市空間づくりの実現を図るものです。

こうした計画の位置づけを踏まえ、本計画の策定にあたって構成された庁内体制を継承し、ハード、ソフトの両面から必要な施策を分野横断的に展開します。また、本市が策定する計画、実施する事業等に防災の視点を反映するよう努めます。

表 防災都市づくり計画庁内会議の構成部局（平成 29 年度時点）

部局	課	備考
市民生活部	防災課	
都市整備部	都市計画課	事務局
	まちづくりデザイン課	
	市街地整備課	
	公園緑地課	
土木建設部	道路維持課	
	河川課	
	道路建設課	
建築部	建築指導課	
	住宅課	
消防本部	消防課	

(2) 地域・住民等との協働

私有財産である住宅の耐震化・不燃化や地域住民の合意形成のもとに進める地域の防災まちづくり等、防災都市づくりの推進には地域や住民等の理解・協力が不可欠です。

本計画をもとに、地域・住民等へ防災に関する取組みの必要性・重要性を周知するとともに、取組みへの参画を促進し、防災に係る取組みに積極的な地域等に対する支援を行います。

(3) 国・県等との連携

防災都市づくりの中には、大規模な都市基盤整備を要する事業等、市単独では実施が困難な取組みもあることから、国や県との連携を検討します。また、共通の課題を抱えた近隣自治体や災害時の支援協定を締結した自治体との連携による、広域的な施策の展開も検討します。

7-3 計画の見直し

本計画は、各種の取組み、先行検討地区における防災まちづくりの成果や課題、都市計画基礎調査等に基づいて概ね 10 年のサイクルで更新を行う災害危険度判定調査の結果を踏まえ、見直しを検討します。また、国や県による新たな事業・制度の整備等に応じた対応を図ります。

さらに、本計画に位置づける都市構造の誘導や都市基盤の整備については、防災性の向上を目的とするのみならず、将来都市像の実現に資するものであることが求められます。そのため、上位・関連計画である岡崎市総合計画や都市計画マスタープラン等との相互連携を図ります。

岡崎市防災都市づくり計画

平成31年3月

岡崎市 都市整備部 都市計画課

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

TEL : (0564) 23-6260

FAX : (0564) 23-6514

E-mail : toshikei@city.okazaki.lg.jp
